

瀬戸内海国立公園（香川県地域）

管 理 計 画 書

平成 15 年 3 月

環 境 省 自 然 環 境 局
山陽四国地区自然保護事務所

目 次

瀬戸内海国立公園管理計画作成方針	1
香川県地域管理計画作成方針	2
用語解説	2
第1 管理計画区設定方針	3
1 管理計画区区分方針	3
2 管理計画区の概要	3
3 瀬戸内海国立公園香川県地域の指定及び計画の経緯	4
第2 管理の基本的方針	8
1 管理方針	8
2 保全対象及び取扱方針	11
第3 風致景観の管理に関する事項	17
1 許可、届出等取扱方針	17
2 公園事業取扱方針	24
3 展望地の修景、通景の確保について	31
第4 地域の開発、整備等に関する事項	65
1 自然公園施設	65
第5 土地及び事業施設等の管理に関する事項	66
1 国有財産の管理	66
2 公共公園事業施設の管理	66
第6 利用者の指導に関する事項	67
1 自然解説活動に関する事項	67
2 利用規制等	67
3 利用者の安全対策	67
第7 地域の美化修景に関する事項	68
第8 各種団体との連携に関する事項	69
第9 その他	70
＜関係資料＞	
別紙1 修景緑化指針	71
別紙2 瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針	72
別紙3 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱い上の留意事項	73
別紙4 瀬戸内海国立公園香川県地域に適する修景植栽樹種の一覧表	74
別紙5 関係法令等一覧	79
別紙6 許認可申請書決裁ルート	81
管理計画検討会名簿	82
作成経緯及び検討経緯	

瀬戸内海国立公園管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日、備讃瀬戸^{びさんせと}地域を中心に日本で最初の国立公園の一つとして指定され、その後数回にわたる追加指定により、紀淡^{きたん}、鳴門^{なると}、関門^{かんもん}及び東予の4海峡で囲まれた瀬戸内海のおおよそ半分がその区域となった。その陸域面積は、62,790ha（平成14年3月末現在）となっている。瀬戸内海の景観の特色は静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の海岸、散在する漁港、段々畑等、自然景観と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い内海の多島海景観である。

瀬戸内海国立公園の区域は、この瀬戸内海の景観のうち、内海多島景観及び瀬戸景観に重点を置いて選定され、その他に、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が指定されている。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港、港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の造成、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして地域住民の一部都市圏への集中と離島等の過疎・高齢化といった経済、社会環境の変化の中で、自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。また、近年は、巨大な渡海橋、四国横断自動車道等の整備が相次ぎ、全国的にブームとなったリゾート開発は、地域活性化の切り札とされ、瀬戸内海国立公園にも押し寄せた。

このような状況の中で、変化しつつある地域の経済、社会環境等を的確に把握し、国立公園の保護と利用を図っていくことは、ますます重要な課題となっている。

瀬戸内海国立公園の現地管理は、山陽四国地区自然保護事務所が各県と協力し、市町村その他関係機関、関係団体、住民の協力も適宜得ながら行っているが、これを一層適正かつ円滑に行うため、関係機関、関係団体、学識経験者等の意見を踏まえた明確な方針の下に、管理の徹底を図ることが重要である。かかる認識の下に、瀬戸内海国立公園においては、各県又は地域ごとに管理計画を作成することとしている。

香川県地域管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園香川県地域は、塩飽諸島^{しあくしょとう}、小豆島^{しょうどしま}、屋島^{やしま}及びその周辺に浮かぶ島々並びに観音寺市から東かがわ市にかけての瀬戸内海沿岸部の一部及び讃岐平野^{さぬきへい}に点在する山地からなり、「瀬戸内海国立公園管理計画作成方針」及び以下「管理計画区の概要」に記述しているように、内海多島景観と白砂青松の穏やかな海と砂浜が景観特性として上げられる。

本管理計画は、このような地域の現状や特性を踏まえ、従来より行ってきた指導方針との整合性に留意し、自然環境の保全、適正な公園利用並びに管理業務の徹底及び円滑化を目的として作成するものである。

特に、本国立公園では多島海景観の展望（眺望）が特徴かつ重要であり、視点場としての展望台（地）の維持管理または再整備が喫緊の課題であることに鑑み、「第3 風致景観の管理に関する事項」のうち「3 展望地の修景、通景の確保について」において、香川県地域の展望地からの通景を確保するための基本方針を明確にする。

また、すべての各展望地における眺望対象及び具体的な修景・通景方法を提示するとともに、参考（付属資料）として展望位置の現況写真を添付する。

なお、主に展望地の修景、通景に関して、多用している用語の意味を以下のとおりとする。

用語解説

瀬戸内海国立公園香川県地域管理計画書内において、各用語の意味を次のように定める。

- 眺望（ちょうぼう）： 特定の優れた眺望対象の展望。
- 眺望（ちょうぼう）景観： 「眺望対象」を含む景観。
- 囲繞（いによう）景観： 展望地そのもの及びその周囲の景観。
- 展望地（てんぼうち）： 優れた景観（「眺望対象」）を見る位置。展望台、展望休憩所等を含む。
- 通景（つうけい）の確保： 展望地から優れた景観（「眺望対象」）が見えるように積極的に手を加える行為。
- 巢植え（すうえ）： 1つの植穴に同一種を何本かまとめて植栽する方法。同種間で外的障害（風、病害虫、雑草、直射日光など）から保護し合うと同時に、同種間の競争（競合効果またはせり持ち効果）で上長成長を促進するなど、密植と同様な効果が期待できる。また、全面的に密植するよりも植栽手間を減らすことができ経済的效果もある。複数の種類を用いる場合は寄植えという。
- 上長成長（じょうちょうせいちよう）： 幼木が上に成長すること。

第1 管理計画区設定方針

1 管理計画区区分方針

本地域の自然環境及び利用状況等から、一管理計画区とする。

2 管理計画区の概要

計画の地域の概要は、次のとおりである。

(1) 地形、地質

本地域は、岡山県、香川県に囲まれた備讃瀬戸に浮かぶ島嶼と海及び砂浜並びに讃岐平野に点在する溶岩台地及び溶岩台地起源の山地・丘陵地等によって構成されている。海域部は、備讃瀬戸に浮かぶ塩飽諸島、直島諸島、小豆島等からなる内海多島景観に特色がある。

四国沿岸の陸域部は、屋島、五色台、大麻山等の溶岩台地、飯野山等の孤立丘（ビュート地形）等独特の景観を有している。

また、小豆島の寒霞溪は、集塊岩等の差別浸食が進み、奇岩怪石の絶景地として知られ特筆される。

本地域の地質は、花崗岩を基盤としており、本地域の東部に位置する鹿浦越岬には、ランプロファイア岩脈が見られ、地質学上貴重なものとして、国の天然記念物に指定されている。

(2) 植生

本地域は、古くから人々が住み、生活の場として開発が進んだことから、天然林は極めて少なく、アカマツ、クロマツ等の林が主体であったが、近年松くい虫の被害によりマツ林が減少し、コナラ、アラカシ等の二次林に変わりつつある。

特筆される植生としては、屋島、庄内半島のウバメガシ林、津田の松原、白鳥の松原、有明浜のクロマツ林、象頭山のシイ、カシ類を主とした照葉樹林、有明浜のハマネナシカズラ、コウボウムギ、ハマニガナ、ハマゴウ等の海浜植物群落、小豆島寒霞溪の固有種であるショウドシマレンギョウ、イワシデ林等があげられる。

(3) 利用の現況

本地域の利用形態は、内海多島景観の展望、海水浴、キャンプ、ヨット、釣り、潮干狩等である。また、瀬戸内式気候区に属する温暖な地域であることから、年間を通じて利用がなされている。

なお、本地域の平成13年の年間利用者数は、約531万人である。

瀬戸内海国立公園（香川県）利用者

単位：千人

	平成 8年	平成 9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
香川県	6,884	6,354	6,733	6,089	5,566	5,310
五色台集団施設地区	164	116	119	116	120	124
屋島集団施設地区	835	767	911	690	598	583

資料：環境省自然環境局

3 瀬戸内海国立公園香川県地域の指定及び計画の経緯

(1) 公園区域

昭和9年3月16日厚生省告示第135号 ^{やし}屋島、^{しょうどしま}小豆島、^{びきんせと}備讃瀬戸等の指定
(第一次指定)

高松市、丸亀市、坂出市、内海町、土庄町、池田町、牟礼町、庵治町、
直島町、多度津町及び詫間町の各一部

昭和25年5月18日厚生省告示第145号 ^{ごしきだい}五色台、^{ぞうずさん}象頭山、^{しうんでさん}紫雲出山等の指定
(第二次指定)

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、内海町、土庄町、池田町、
庵治町、国分寺町、宇多津町、飯山町、琴平町、高瀬町及び詫間町の各一部

昭和31年5月1日厚生省告示第104号 ^{ありあけはま}有明浜、^{つたしま}薦島、^{しょうどしま}小豆島等の指定
(第三次指定)

観音寺市、さぬき市、東かがわ市、内海町、土庄町、池田町、詫間町及び
仁尾町の各一部

昭和43年8月23日厚生省告示第354号 ^{ごしきだい}五色台の区域拡張
国分寺町の一部

平成11年2月2日環境庁告示第3号 公園区域の拡張・削除

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、
内海町、土庄町、池田町、牟礼町、庵治町、直島町、国分寺町、宇多津町、
多度津町、高瀬町、琴平町、仲南町、詫間町及び仁尾町の各一部

(2) 保護計画

昭和13年12月17日厚生省告示第167号 第一次指定分の特別地域の指定
高松市、丸亀市、坂出市、内海町、土庄町、池田町、牟礼町、庵治町、
直島町、多度津町及び詫間町の各一部

昭和13年12月17日厚生省告示第167号 制限緩和地区の指定

高松市 (^{やし}屋島、^{おぎしま}男木島、^{めがしま}女木島)
丸亀市 (^{ほんじま}本島、^{かきしま}笠島、^{ほんじま}本島、^{こうら}甲生、^{ほんじま}本島、^{まりうら}泊浦、^{ほんじま}本島、^{しりはま}尻濱、^{ほんじま}本島、^{ふくだ}福田、^{ほんじま}本島、^{おおうら}大浦、
^{うしじま}牛島、^{ひろしま}広島、^{もつら}茂浦、^{ひろしま}市井浦、^{ひろしま}立石浦、^{ひろしま}江浦、^{てしま}手島)
坂出市 (^{ひつしじま}櫃石島、^{よしま}与島、^{せきうら}瀬居島)
直島町 (^{ひのめや}姫宮、^{うのおく}坪奥、^{なづか}積浦)
多度津町 (^{たかみ}高見島、^{さやな}佐柳島)
詫間町 (^{あわじ}粟島、^{しじしま}志々島)

昭和32年10月23日厚生省告示第341号

第二次及び第三次指定分の特別地域の指定

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、
内海町、土庄町、池田町、詫間町及び仁尾町の各一部

昭和32年10月23日厚生省告示第341号 特別地域の区分

第1種特別地域

高松市、丸亀市、坂出市、東かがわ市、内海町、土庄町、池田町、庵治町、
直島町、多度津町及び仁尾町の各一部

第2種特別地域

丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、内海町、
土庄町、池田町、庵治町、飯山町、琴平町、高瀬町、詫間町及び仁尾町の
各一部

第3種特別地域

高松市、丸亀市、坂出市、土庄町、池田町及び多度津町の各一部

昭和43年8月23日厚生省告示第355号 ^{ごしきだい}五色台の特別地域の区域変更

拡張区域

高松市、坂出市及び国分寺町の各一部

削除区域

坂出市（^{はやしだ}林田、^{おうみ}青海）の一部

平成11年2月2日環境庁告示第4号 特別地域の区域変更

拡張区域

観音寺市、東かがわ市、内海町、土庄町、国分寺町及び仲南町の各一部

削除区域

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、内海町、土庄町、池田町、牟礼町、庵治町、直島町、宇多津町、多度津町、琴平町、詫間町及び仁尾町の各一部

地種区分変更

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、内海町、土庄町、池田町、牟礼町、庵治町、直島町、国分寺町、宇多津町、多度津町、高瀬町、琴平町、仲南町、詫間町及び仁尾町の各一部

(3) 利用計画

集団施設地区

屋島 昭和26年 5月 8日 厚生省告示第 81号

〔一般計画決定〕 高松市の一部

昭和32年10月 1日 厚生省告示第319号

〔区域決定〕

昭和41年 5月18日 厚生省告示第262号

〔詳細計画決定〕

^{かんかけい}寒霞溪 昭和26年 5月 8日 厚生省告示第 81号

〔一般計画決定〕 内海町、土庄町及び池田町の各一部

平成11年 2月 2日 環境庁告示第 7号

〔廃止〕

^{そうずさん}象頭山 昭和32年10月23日 厚生省告示第341号

〔一般計画決定〕 善通寺市、琴平町及び高瀬町の各一部

平成11年 2月 2日 環境庁告示第 7号

〔廃止〕

^{ごしきだい}五色台 昭和43年 8月23日 厚生省告示第355号

〔一般計画決定、区域決定、詳細計画決定〕 坂出市の一部

(4) 利用計画及び公園事業執行状況

(平成14年12月現在)

利用計画名	執行事業名	未執行事業名
やしま 屋島 集団施設地区	やしま 屋島園地 屋島宿舎 屋島南嶺休憩所 屋島北嶺休憩所 屋島給水施設	
ごしきだい 五色台 集団施設地区	ごしきだい 五色台園地 五色台宿舎 五色台野営場 五色台運動場 五色台博物展示施設	
道路(車道)	ほんじましゅうかいせん 本島周回線道路(車道) やしま 屋島周回線道路(車道) のうみさきおろさきばなせん 乃生岬大崎鼻線道路(車道) あおみねしらみねせん 青峰白峰線道路(車道) ごしきだい 五色台スカイライン分岐線道路 (車道) きやません 城山線道路(車道) あたこやません 愛宕山線道路(車道) あとうんてい 安戸池線道路(車道) かみけい 紅雲亭線道路(車道) しやうと 寒霞溪線道路(車道) おおべ 小豆島東海岸線道路(車道) おおべ 大部寒霞溪線道路(車道) ごしきだい 五色台スカイライン線道路 (車道) しやうでん 紫雲出山線道路(車道)	ひけたおおさかとうげせん 引田大坂峠線道路(車道) なほしません 直島線道路(車道) ふくた 広島周回線道路(車道) ふくた 福田寒霞溪線道路(車道) ほしがじょうせん 星ヶ城線道路(車道)
道路(歩道)	ながさきやしまほくれいせん 長崎屋島北嶺線道路(歩道) しこくしせん 四国自然歩道線道路(歩道) のうみさきおろさきばなせん 乃生岬大崎鼻寺線道路(歩道) ひがし 東湯元屋島線道路(歩道) さとう 象頭山線道路(歩道) あわしまじやうのやま 星ヶ城山線道路(歩道) あわしま 粟島城山線道路(歩道)	だんのうらやしません 檀ノ浦屋島線道路(歩道) おおさきやま 大崎山線道路(歩道) あみたこしやうのもり 阿弥陀越野鳥の森乃生岬線道路 (歩道) うらかんがけいせん 裏神懸線道路(歩道) おもてかんがけい 表神懸線道路(歩道) だんざんせん 檀山線道路(歩道) しけんざんせん 五剣山線道路(歩道) きやません 城山線道路(歩道) よしやま 与治山線道路(歩道) おとうと 皇踏山線道路(歩道) いのやま 飯野山線道路(歩道)
園地	めざじま 女木島山頂園地 くろみね 黒峰園地 おおさきやま 大崎山園地 しらみね 白峰園地 しやうびつ 沙弥島園地 きやま 櫃石島園地 かん 城山園地 かん 観音寺松原園地	あおみね 青峰園地 うら 基浦園地 しやま 城山園地 あとうんてい 安戸池園地 あま 余島園地 かみけい 蛙子池園地 ごしきだい 五色山園地 みさき 三崎園地

利用計画名	執行事業名	未執行事業名
園 地	おおさかとうげ 大坂峠園地 おおぎしま 男木島園地 うづだま 津田松原園地 はしがし 星ヶ城園地 せうしやま 銚子溪園地 おうとぞん 皇踏山山頂園地 しょうてん 御殿山園地 しょうてん 紫雲出山園地 うたしま 鳶島園地 あみだし 女木島園地 あみだし 阿弥陀越野鳥の森園地 かみづ 鹿浦越園地 せうしやま 寒霞溪園地（四方指） せうしやま 紅雲亭園地 せうしやま 琴反地園地 せうしやま 寒霞溪園地 おおきしま 本島園地 おおさき 大崎の鼻園地	ながさきの はな 長崎ノ鼻園地 なかやま 中山園地 ひろしま 広島はじかみ鼻園地 ほんじま 本島甲生園地 せうしやま 香色山園地 おおきしま 大串園地 やすだたい 安田太陽の丘園地 おおきしま 大角園地 せうしやま 象頭山園地 せうしやま 豊島檀山園地 せうしやま 豊島神子浜園地 せうしやま 船隠園地 せうしやま 向島園地 せうしやま 高見島園地 せうしやま 粟島中新田園地 せうしやま 粟島城山園地 せうしやま 粟島阿島山園地 せうしやま 白鳥松原園地 せうしやま 釈迦ヶ鼻園地
宿 舎	ほんじま 本島（泊）宿舎 あんど 安戸池宿舎 うたしま 津田松原宿舎 せうしやま 琴反地宿舎 おおきしま 大串宿舎	
野 営 場	たのうら 田の浦野営場 せうしやま 琴反地野営場 せうしやま 粟島野営場 せうしやま 男木島野営場 せうしやま 女木島野営場 せうしやま 大池野営場 せうしやま 鳶島野営場	
運 動 場	おおきしま 大串運動場	
博物展示施設	おおさきやま 大崎山博物展示施設	
ゴ ル フ 場	きやま 城山ゴルフ場	
運 輸 施 設 （一般自動車道）	やしまさんじょうせん 屋島山上線一般自動車道	
運 輸 施 設 （鉄道運送施設）	やしま 屋島鋼索鉄道運送施設 せうしやま 五剣山鋼索鉄道運送施設	
運 輸 施 設 （索道運送施設）	かんかけい 寒霞溪索道運送施設	

第2 管理の基本的方針

1 管理方針

本管理計画は、本地域の特色並びに国立公園管理の実態及び課題を踏まえ、風致景観の管理、公園事業の取扱い、地域の開発、整備への対応、利用者指導、美化清掃及び行政間の円滑な調整について、その取扱方針を明確にし、関係者の合意を図り、現地管理の指針として作成するものであるが、実際の管理にあたっては、特に次の点に留意する。

(1) 内海多島景観の保全

瀬戸内海の重要な景観である内海多島景観を維持するため、特に主要展望地から望見されるものについては、地形及び植生を中心に極力現状の保全を図る。

(2) 自然海岸の維持

瀬戸内海全体で見ても、自然海岸は年々減少の一途をたどっている状況に鑑み、国立公園特別地域内の自然海岸の現状維持を図る。

(3) 植生の保全

年々減少傾向にあるマツ林並びに特色のある照葉樹林及び海浜植生の保全を図る。

(4) 海域の汚染防止

国立公園内での各種行為の実施にあたっては、海域の汚染防止に努めて配慮する。

(5) 利用施設の整備、管理等

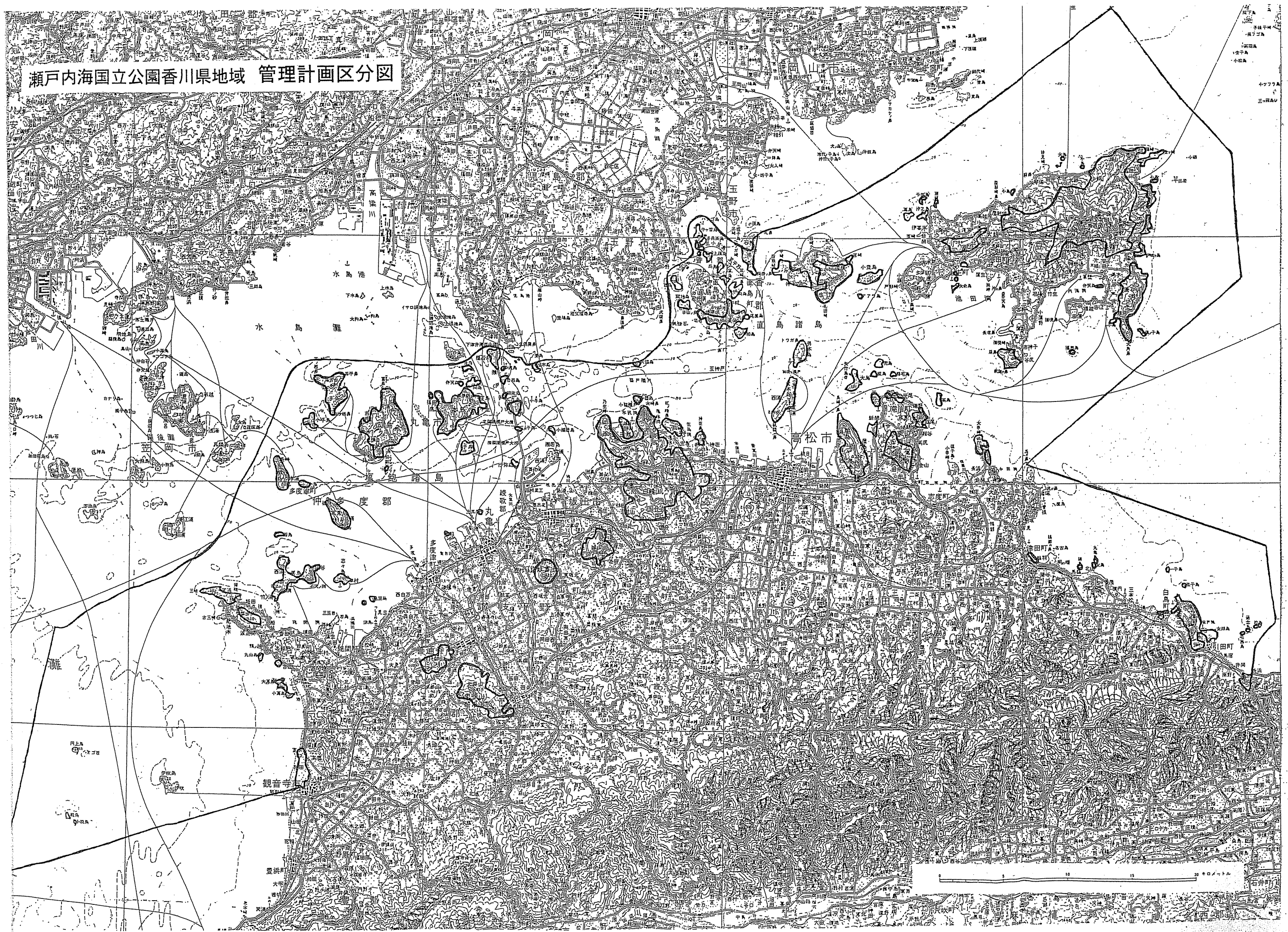
展望、自然探勝、野外レクリエーション等を公園利用の柱とし、園地、野営場、歩道、ビジターセンター等自然とのふれあいを目的とした施設の整備及びその適正な管理を図る。特に展望地にあつては、眺望を妨げないよう看板類の整理、木竹の抜き切り等を行い、良好な眺望景観及び^{いによ}圍繞景観の確保が図られるよう配慮する。

(6) 市民との連携

地域住民の生活や地場産業の振興に不可欠な行為については、その取扱いに配慮する。

また、風景地及び利用拠点の保護管理にあたって、地域の協力が得られるようその体制の整備に努める。

瀬戸内海国立公園香川県地域 管理計画区分図



2 保全対象及び取扱方針

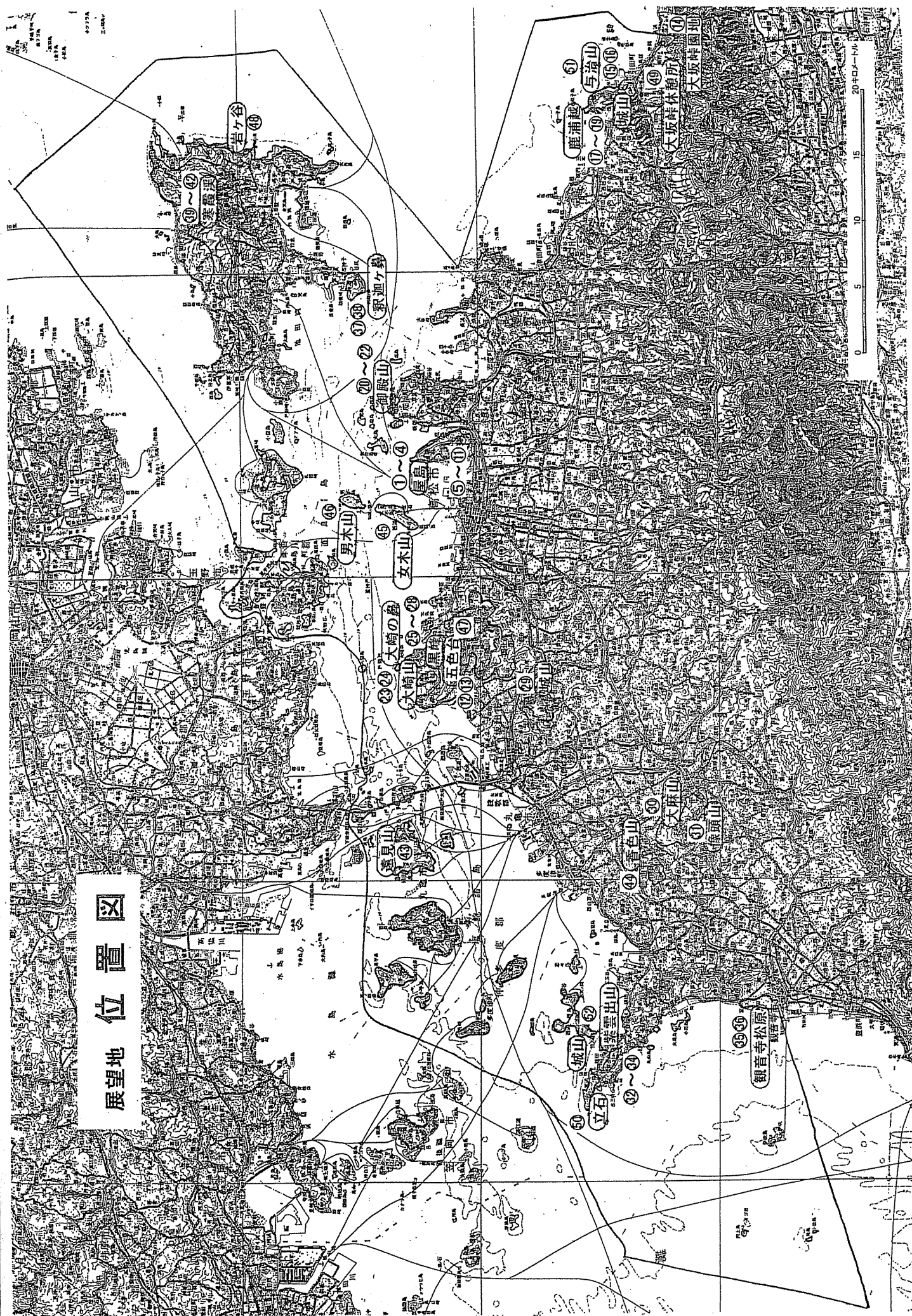
特色のある地形、地質、植物及び景観について、その保全対象地及び取扱方針を定め、適切な保全管理に努める。

保 全 対 象	概 要	取 扱 方 針
1 内海多島景観	屋島、寒霞溪、紫雲出山、五色台等の展望地並びに粟島、女木島、本島等点在する島々の山頂からは、瀬戸内海を代表する多島海の優れた景観が眺望できる。 (全域)	展望地の管理及び眺望対象である島々の現状の保全に努める。
2 寒霞溪の溪谷及び植生 (内海町)	小豆島の中央部に位置し、花崗岩を基盤に、再三の火山活動で噴出した安山岩並びに堆積による安山岩質の集塊岩及び凝灰角礫岩から構成された山地である。長年にわたる差別浸食によってできた奇岩、絶壁と深い溪谷は表十二景、裏八景として名勝に指定されている。 植生は、アラカシ、ウラジロガシ、アカガシ等の常緑樹及びカエデ類、アカシデ、ヤマボウシ、コナラ等の落葉樹がみられ、秋には見事な紅葉美を見せる。 また、大陸系遺存種のイワシデ林、固有種のショウドシマレンギョウ、カンカケイニラ等、貴重な植物も少なくない。 (第1種特別地域、第2種特別地域)	香川県において、最も自然性の高い優れた自然景観を有していることから、地形、植生等現景観を維持する。 このため、歩道以外への立ち入り制限について関係者と協議し、必要な対策を講じる。
3 皇踏山の植生 (土庄町)	植生はアカマツ、クロマツを高木とし、ウバメガシ、アラカシ、ヤマモモ等の常緑広葉樹及びヤマザクラ、クヌギ、アベマキ、ザイフリボク、マルバアオダモ等の夏緑樹が混生する山地である。また、モウセンゴケ、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、イシモチソウ等の食虫植物群落が散在する特色ある植生が見られ、山麓林内の一部にはサイコクイカリソウが生育し、分布上貴重な存在となっている。 (第2種特別地域)	良好な植生の保全に努める。

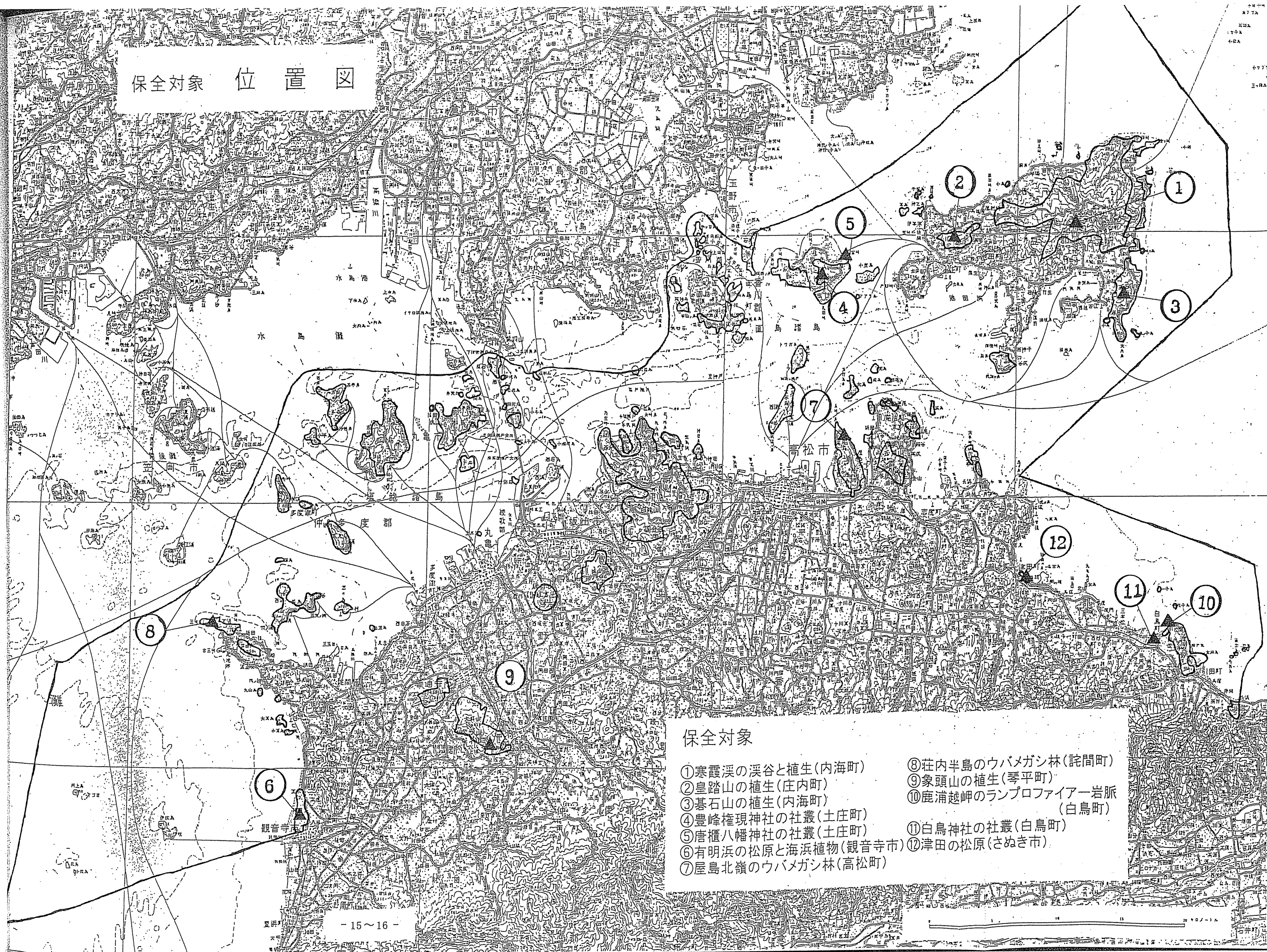
保 全 対 象	概 要	取 扱 方 針
4 碁石山 ^{ごいしやま} の植生 (内海町)	山頂付近の植生はウバメガシ、アカマツ等の高木及び低木林からなり、乾燥林相を呈する。特にウバメガシの純林は注目に値する。岩崖にはショウドシマレンギョウ、イワガサ等の低木及びセトウチマンネングサ、マルバマンネングサ、ミセバヤ、ツメレンゲ等多肉植物が見られるのは寒霞溪^{かんかけい}と同様である。 またマメツタラン、ケイビランの群生も見事で香川県では他に見られない貴重な植生である。 (第2種特別地域)	良好な植生の保全に努める。
5 豊峰権現神社 ^{とよみね} の社叢(土庄町 ^{いしづち})	豊島檀山^{てしまだんざん}の豊峰権現神社^{とよみね}の社叢は、高木層は主にスダジイで、その中にカゴノキ、ヤブニッケイ等が混生している。スダジイの中に幹周が2mから4mに及ぶ大木もあり、それぞれ豪壮な樹冠^{どうしやう}を呈している。瀬戸内海島嶼部にある数少ない暖温帯の極相林として貴重であるため、香川県の自然記念物に指定されている。 (普通地域)	香川県の島嶼部 ^{とうしよ} では貴重な植生であるため、その保全に努める。
6 唐櫃八幡神社 ^{からと} の社叢(土庄町)	豊島唐櫃^{てしまからと}に見られるウバメガシ型社叢であるが、林内にモチノキが多く、その植被率も高い。 海岸近くにモチノキ林が生育しているのは、香川県では貴重なものである。 (第2種特別地域)	香川県下では貴重な植生であるため、その保全に努める。
7 有明浜 ^{ありあけはま} の松原、海浜植物 (観音寺市)	海岸には老松の樹林が生育し、また、砂丘にはハマボウフウ、ハマヒルガオ、ハマボウ等16科21種の海浜植物群生地が見られる等、本地域を代表する海岸植生を呈する。 (第2種特別地域)	香川県下最大の海浜植物の群生地であり、海岸の保全とともに植生の保全に努める。
8 屋島北嶺 ^{やしま} のウバメガシ林 (高松市)	屋島北端部の尾根から北斜面にかけて、ほとんどがウバメガシの優占する林となっている。低木層にはイヌビワ、ネズミモチ等の他にコウヤボウキ、テイカカズラ等が見られる。 (第2種特別地域)	特定植物群落にも選定され、貴重な植生であるため、その保全に努める。
9 荘内半島 ^{しょうないはんとう} のウバメガシ林 (詫間町)	香川県の北西に位置する荘内半島^{しょうないはんとう}の先端部には、ウバメガシの純林が見られる。 (第2種特別地域)	同 上

保 全 対 象	概 要	取 扱 方 針
^{ぞうずさん} 10象頭山の植生 (南東斜面) (琴平町)	^{ぞうずさん} ^{おおあさやま} 象頭山から大麻山にかけての一带 (金刀比羅宮の社叢を含み山腹より山頂まで)は、香川県下では珍しく多様性に富んだ、うっそうとした森林を有する。シダ植物以上の植物のみで約900種に及びイチイガシ、シイ類等を主体とした常緑広葉樹林及びエノキ、ムクノキ、アカシデ等の落葉広葉樹林が混交する。 (第1種特別地域、第2種特別地域)	香川県で最も優れた自然植生であるため、植生を中心とした現景観を維持する。
^{かぶらこしみさき} 11鹿浦越岬のランプロファイヤー岩脈 (東かがわ市)	^{こうはんがん} 花崗岩中を閃緑岩質の煌斑岩(ランプロファイヤー)が岩脈として北西から南東方向に貫入している。このような一ヶ所に大規模で多数の岩脈群が集中的に発達している例は我が国ではまれであり、地質学上貴重であり、国の天然記念物に指定されている。 (第2種特別地域)	海食洞、海食台等の優れた海岸地形とともに、周辺植物の保全に努める。
^{しろとり} 12白鳥神社の社叢 (東かがわ市)	^{しろとり} 白鳥神社周辺は、かつて、老松が蒼々と生育して、その区域は10haに及び、「三里の松原」とも呼ばれていた。現在その樹林は、神社の境内に残るのみとなっているが、地域の人々に鎮守の森として保護され、「 ^{しろとり} 白鳥の松原」として親しまれている。 (第2種特別地域)	下層植生の手入れ、植栽、抜き切り等により、松原の保育管理に努める。
^{つだ} 13津田の松原 (さぬき市)	樹齢数百年の松が、面積約10ha、長さ1kmにわたって生育し、地域の協力により保護されている。「日本の渚・百選」にも選定されており、白砂青松の海岸として地域を代表する景観を呈する。 (第2種特別地域)	下層植生の手入れ等により、松原の保育管理に努める。

位置圖



保全対象 位置図



保全対象

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ①寒霞溪の溪谷と植生(内海町) | ⑧荘内半島のウバメガシ林(詫間町) |
| ②皇踏山の植生(庄内町) | ⑨象頭山の植生(琴平町) |
| ③基石山の植生(内海町) | ⑩鹿浦越岬のランプロファイアー岩脈(白鳥町) |
| ④豊峰権現神社の社叢(土庄町) | ⑪白鳥神社の社叢(白鳥町) |
| ⑤唐櫃八幡神社の社叢(土庄町) | ⑫津田の松原(さぬき市) |
| ⑥有明浜の松原と海浜植物(観音寺市) | |
| ⑦屋島北嶺のウバメガシ林(高松町) | |

第3 風致景観の管理に関する事項

1 許可、届出等取扱方針

(1) 特別地域に係る取扱方針

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準（以下「許可基準」という））、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方針について（平成15年4月1日付環自国第133号自然環境局長通知）」（以下「細部解釈等」という）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成15年3月31日付環自国第130号自然環境局長通知）」（以下「許可、届出等取扱要領」という）によるほか、下記の取扱方針による。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 工作物の 新築、改 築、増築 (1) 建築物	全 域	1 基本方針 建築物が、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないよう次の要件に適合すること。 また、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望の対象に著しい支障を与えないよう留意する。 2 意匠・色彩、構造 奇抜な意匠は避け、落ちついた外観意匠とする。 なお、当該地域の伝統的な日本的建築様式（ナマコ壁等）にあってはこの限りではない。 (1) 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とし、屋根勾配は10分の3以上、10分の7.5以下とする。 ただし、既存建築物の増改築であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められるものにあつては、傾斜パラペットを設置する。また、同一敷地内の母屋附帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物及び農林水産用の小規模な建築物にあつてはこの限りでない。 (2) 屋根（傾斜パラペットを含む。）の色彩等 こげ茶色、黒色又は暗灰色とする。 ただし、銅板葺、自然素材を使用した屋根とする場合は、素材色とする。 (3) 外壁の色彩 茶色（濃茶色～薄茶色）、灰色又はベージュとする。 3 修景緑化方法 別紙1「修景緑化指針」による。 4 附帯施設の取扱い 外柵は、生け垣又は築地塀とし、ネットフェンスによる場合は、可能な限り道路側に植栽を行うこと。 ブロック積とする場合は、粗面ブロック等自然物の材質、色調等を模した工法とする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
(2) 道路	全 域	1 基本方針 路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望の対象に著しい支障を与えないよう留意する。また、風致景観上の影響を軽減するため次の要件に適合すること。 2 法面の処理方法 原則として、緑化を行うものとする。この場合、擁壁工、法枠工、緑化ウォール工等の構造物を緑化工と併用することも可とする。 ただし、通常の緑化が不可能な法面については、緑化特殊モルタル又は落石防護柵等を用いる。 また、交通安全上、代替工法による施工ができない場合においてやむを得ずモルタル吹付を用いる場合は、可能な限りツル性植物等により緑化を行うものとする。 (1) 落石防護柵及び落石防護ネット 亜鉛メッキ仕上げ又は灰色若しくはこげ茶色とする。 (2) 擁壁 現地自然石と同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げとする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。 3 交通安全柵 特に交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、その色彩は灰色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。 4 動物の保護 動物の交通事故及び側溝への落下防止に配慮した構造を検討する。 5 廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等に伴い生じた廃道敷及び工事跡地は修景緑化を行う。 ただし、待避所等に活用される場合は、この限りでない。 6 残土処理方法 国立公園区域外に搬出する。 ただし、国立公園内の許可を得た、又は届出を行った行為に流用するものは、この限りではない。 7 修景緑化方法 別紙1「修景緑化指針」による。 8 附帯施設の取扱い (1) 園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の附帯施設は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望の対象に著しく支障を与えないよう留意する。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		(2) 案内板、解説板等を設置する場合は、周辺の自然と調和した意匠とし、規模は必要最小限とする。 (3) 建築物の意匠等は、(1)建築物1～4に準ずる。
(3)鉄塔、アンテナ	全 域	1 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望の対象に著しく支障を与えないよう留意する。 なお、新設の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置が風致景観に与える影響を十分に検討する。 2 材料、色彩 外部の仕上げは、亜鉛メッキ仕上げ又は灰色若しくはこげ茶色とする。 なお、航空障害対策は、赤白塗色ではなく極力標識灯の設置によるものとする。また、既存施設で既に塗装しているものは、可能な限り塗り替えの際、標識灯による航空障害対策に切り替えるよう指導する。
(4)電柱	全 域	1 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望の対象に著しく支障を与えないよう留意する。 なお、新設の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置が風致景観に与える影響を十分に検討する。 2 材料、色彩 外部の仕上げは、こげ茶色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。木柱を用いる場合にあつては、素材色とする。 3 共架 電力線と電話線が並行する区間は、立て替え等の際に可能な限り共架を図る。 4 地下埋設 集団施設地区等公園利用上特に重要な地区にあつては、可能な限り地下埋設とする。
(5)砂防、治山施設	全 域	1 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望の対象に著しく支障を与えないよう留意する。 なお、新設の場合は、事前にその必要性、風致景観上の支障、公園利用動線への影響等を十分に検討する。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		2 材料、色彩 現地自然石と同種の自然石による石積み、自然石を模した表面仕上げ又は顔料等によって明度を下げたものとする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所及び施工上困難と認められる場合にあっては、この限りでない。 落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げ又は灰色若しくはこげ茶色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあっては、この限りでない。
(6) 海岸環境 保全施設	全 域	1 基本方針 自然海岸への設置については、既に災害又は浸食を受け、又は受けるおそれが極めて大きい場合であって、他の方法によっては、防災及び海岸環境の保全の目的を達成することができない場合以外は、認めない。 なお、設置する場合は、下記に留意するものとする。 (1) 埋立てを伴わないものであること。 (2) 突堤は原則として自然石積みとし、突堤及び離岸堤は可能な限り潜堤とすること。 2 材料、色彩 現地自然石と同種の自然石による石積み、自然石を模した表面仕上げ又は顔料等によって明度を下げたものとする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあっては、この限りでない。
2 木竹の伐採	全 域	基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第64号）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日環自企第616号）」を基本とし、地域の風致景観に配慮した施業とする。 ただし、第2・2「保全対象地」の森林及び良好な照葉樹林等の伐採は、極力避けるよう指導する。
3 土石の採取	全 域	1 基本方針 土石の採取については、次のとおり取り扱う。 (1) 採取区域は、主たる山稜線を分断するものでないこと。 (2) 採取跡地等は、クロマツ、ウバメガシ等当該地区に生育する植物と同種の植物により、緑化すること。 ただし、自然公園法施行規則第11条第14項及び第15項第5号に該当するものにあっては、この限りではないが、以上の事項に配慮しつつ、その規模、取扱方法等について十分に検討し慎重に取り扱うこととする。 2 継続採取については、次の要件に適合すること。 (1) 許可の期間は、原則として3年以内とする。 (2) 採石跡地の緑化のための覆土は、原則として場内で発生する廃石土を利用すること。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		3 転石採取については、次の要件に適合すること。 (1) 架線による採取で、現地形を大幅に改変するおそれがないこと。(「架線による採取」とは、河川敷に堆積している転石等を仮設道路等を設置せず、架線を用いて採取機器により直接採取する方法をいう。) (2) 当該地が貴重な自然的特性を有するものでないこと。 (3) 主要な展望地、道路等に近接しないものであること。 (4) 主要な道路、利用拠点及び航路等からの眺望の対象に著しい影響を与えるものでないこと。 (5) 採取に係る面積が小面積であること。 (6) 災害防止施設の設置等の計画が明確であること。 (7) 採取期間は1年以内とし、期間中に採取跡地等の整形及び緑化が終了するものであること。
4 広告物等の掲出又は表示	全 域	1 基本方針 広告物の設置に当たっては、意匠、色彩等が周辺の風致景観と調和するよう、次のとおり取り扱うものとする。 2 営業用広告物 使用する色彩は、白、黒、緑、青、茶色のうち、3色以内とし、可能な限り落ち着いた色調とすること。 3 指導標識、地区案内板 乱立を避けるため統合するとともに、規模も必要最小限とする。 4 その他の看板類 建築物の外壁に掲示する看板類については、上記2及び3に準ずるものとし、風致景観の保護上支障のないよう配慮する。
5 水面の埋立て	全 域	基本方針 海面と一体となって優れた風致景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の風致の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため、水面の埋立てについては、次のとおり取り扱う。 (1) 自然海岸の埋立ては原則として避ける。 (2) 必要に応じて自然環境等に与える影響を調査し、風致景観への著しい支障がないよう適正な措置を講ずるものとする。 (3) 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法とする。
6 土地の形状変更	全 域	基本方針 残土処理を目的とした国立公園区域外からの土砂等の搬入は認めない。ただし、公共事業及び自然公園法による許可の見込みのあるものについてはこの限りではない。
7 マリーナ	全 域	基本方針 1 工作物の新築、改築、増築及び5 水面の埋立てに関する取扱方針によるほか、別紙2「瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針」によるものとする。

(2) 普通地域に係る取扱方針

要届出行為については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成13年5月28日付環自国第212号自然環境局長通知）」（以下「普通地域内処理基準」という）によるほか、下記の取扱方針により風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 工作物の 新築、改築、増築 (1) 建築物	全 域	「特別地域に係る取扱方針1 工作物の新築、改築、増築(1) 建築物」に準ずる。
(2) 鉄塔、アンテナ	全 域	「特別地域に係る取扱方針1 工作物の新築、改築、増築(3) 鉄塔、アンテナ」に準ずる。
(3) 海岸環境 保全施設	全 域	「特別地域に係る取扱方針1 工作物の新築、改築、増築(6) 海岸環境保全施設」に準ずる。
2 土石の採取	全 域	1 基本方針 露天掘りによる新規の土石の採取（採石業、花崗土採取等）については、当該採取予定地が、次の(1)及び(2)に掲げる地域を含む場合においては、これを避けるものとする。 (1) 主要な展望地、道路等に近接する地域。 (2) 主要な道路、利用拠点及び航路等からの眺望に著しい影響を与える可能性のある地域。 また、当該採取予定地が上記(1)及び(2)に掲げる地域を含まない場合においても、採取計画が次の要件を満たすよう指導する。 (1) 採取に係る面積が原則として0.5ha未満であること。 (2) 作業道及び災害防止施設の設置等の計画が明確であること。 (3) 採取期間は1年以内とし、期間中に採取跡地、作業道の整形及び緑化が終了するものであること。 2 共通的事項 「特別地域に係る取扱方針3 土石の採取2 共通的事項」に準ずる。 3 継続採取 「特別地域に係る取扱方針3 土石の採取3 継続採取」に準ずる。 4 転石の採取については、当該採取予定地が、次の(1)及び(2)に掲げる地域を含む場合においては、これを避けるものとする。 (1) 主要な展望地、道路等に近接する地域。 (2) 主要な道路、利用拠点及び航路等からの眺望に著しい影響を与える可能性のある地域。 また、当該採取予定地が上記(1)及び(2)に掲げる地域を含まない場合においても、採取計画が次の要件を満たすよう指導する。 (1) 採取に係る面積が原則として0.5ha未満であること。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		(2) 作業道及び災害防止施設の設置等の計画が明確であること。 (3) 採取期間は1年以内とし、期間中に採取跡地、作業道の整形及び緑化が終了するものであること。
3 広告物等の掲出又は表示	全 域	「特別地域に係る取扱方針4 広告物等の掲出又は表示」に準ずる。
4 水面の埋立て	全 域	別紙3「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱い上の留意事項」による。
5 土地の形状変更	全 域	「特別地域に係る取扱方針6 土地の形状変更」に準ずる。
6 マリーナ	全 域	「特別地域に係る取扱方針7 マリーナ」に準ずる。

2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（平成15年3月31日付環自国第131号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という）によるほか、下記の取扱方針による。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	全 域	1 基本方針 路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望の対象に著しく支障を与えないよう留意する。また、風致景観上の影響を軽減するため次の要件に適合すること。 2 法面の処理方法 原則として緑化を行うものとする。この場合、擁壁工、法枠工、緑化ウォール工等の構造物を緑化工と併用することも可とする。 ただし、通常の緑化が不可能な法面については、緑化特殊モルタル又は落石防護柵等を用いる。 また、交通安全上、代替工法による施工ができない場合においてやむを得ずモルタル吹付を用いる場合は、可能な限りツル性植物等により緑化を行うものとする。 (1) 落石防護柵及び落石防護ネット 亜鉛メッキ仕上げ又は灰色若しくはこげ茶色とする。 (2) 擁壁 現地自然石と同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げとする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。 3 交通安全柵 特に交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、その色彩は灰色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。 4 動物の保護 動物の交通事故及び側溝への落下防止に配慮した構造を検討する。 5 廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等に伴い生じた廃道敷及び工事跡地は修景緑化を行う。 ただし、待避所等に活用されるは、この限りでない。 6 残土処理方法 国立公園区域外に搬出するものとする。 ただし、国立公園内の許可を得た、又は届出を行った行為に流用するものは、この限りでない。 7 修景緑化方法 別紙1「修景緑化指針」による。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		8 附帯施設の取扱い (1) 園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の附帯施設は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望の対象に著しく支障を与えないよう留意する。 (2) 案内板、解説板等を設置する場合は、周辺の自然と調和した意匠とし、規模は必要最小限とする。 (3) 建築物の意匠等は、「3 宿舎 2 (1) から (3)」に準ずる。 9 安全性に配慮した施設の取扱い 附帯施設を設置するに当たっては、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとする。 また、駐車場等から目的地までの距離が離れている、急勾配である等の箇所については、次の事項に留意して検討する。 (1) 公共施設として設置するものについては、当該地域における一体的なユニバーサルデザインに配慮したものであること。 (2) 「香川県福祉のまちづくり条例」の基準に準じた施設の設置が可能であること。 (3) 土地の造成、木竹の伐採等による風致上の支障が小さいものであること。 (4) 当該地の地形等を活用したものであること。 (5) 既存の展望地において、上記 (2) から (4) によりユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れ検討すること。 10 通景線の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い等を行い、通景線の確保に配慮する。 11 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的を実施する。
2 道路 (歩道)	全 域	1 基本方針 人と自然のふれあいを高めることを目的とした歩道を整備するものとし、整備に当たっては利用者の安全及び浸食防止等に配慮する。 2 附帯施設の取扱い (1) 園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の附帯施設は利用性及び管理面を考慮し適切に配置する。 (2) 案内板、解説板等は、利用性及び管理面を考慮した上で適切に配置し、周辺の自然と調和した意匠とする。 (3) 建築物の意匠等は「3 宿舎 2 (1) から (3)」に準ずる。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		3 安全性に配慮した施設の取扱い 附帯施設を設置するに当たっては、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとする。 また、駐車場等から目的地までの距離が離れている、急勾配である等の箇所については、次の事項に留意して検討する。 (1) 公共施設として設置するものについては、当該地域における一体的なユニバーサルデザインに配慮したものであること。 (2) 「香川県福祉のまちづくり条例」の基準に準じた施設の設置が可能であること。 (3) 土地の造成、木竹の伐採等による風致上の支障が小さいものであること。 (4) 当該地の地形の改変が抑えられているものであること。 (5) 既存の展望地において、上記(2)から(4)によりユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れ検討すること。 4 通景線の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い等を行い、通景線の確保に配慮する。 5 管理運営方法 (1) 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図る。 (2) くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。 また、園路、広場の草刈り、園地内のトイレ等の清掃を定期的実施する。
	四国自然歩道	標識類の意匠及び説明内容の統一を図る。 また、車道との共用部、横断部等には注意標識を設け通行上の安全を図る。
3 宿舎	全 域	1 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望の対象に著しく支障を与えないよう留意する。 宿舎事業として判断する基準は、次のとおりとする。 (1) 旅館業法による認可を得たもの、又は得る見込みのあるもの。 (2) 通年営業を行うもの。 (3) 宿泊収容力が20名以上のもの。 2 意匠・色彩・構造 奇抜な意匠は避け、落ちついた外観意匠とする。 なお、当該地域の伝統的な日本的建築様式（ナマコ壁等）にあつてはこの限りではない。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		(1) 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とし、屋根勾配は10分の3以上、10分の7.5以下とする。 ただし、既存建築物の増改築であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められるものにあつては、傾斜パラペットを設置する。また、同一敷地内の母屋附帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物及び農林水産用の小規模な建築物にあつてはこの限りでない。 (2) 屋根（傾斜パラペットを含む。）の色彩 こげ茶色、黒色又は暗灰色とする。 ただし、銅板葺、自然材料を使用した屋根とする場合は、素材色とする。 (3) 外壁の色彩 茶色（濃茶色～薄茶色）、灰色又はベージュとする。 3 修景緑化方法 別紙1「修景緑化指針」による。 4 附帯施設の取扱い 駐車場及び浄化槽を設置する場合は、各施設の収容力に応じた適切な規模を確保すること。 テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）による。
	やしま 屋島集 団施設 地区	1 基本方針 やしま 屋島の溶岩台地の良好な風致景観に支障を与えないよう留意する。 2 規模 建築物の高さは、13m以下とする。 ただし、既に高さが13mを超えている建築物の増改築及び建て替えのための新築にあつては、既存の高さ以下とする。
4 園地	全 域	1 基本方針 海浜、樹林地、展望地等の各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、人と自然とのふれあいを高めるよう配慮する。 2 附帯施設の取扱い (1) 休憩舎、展望施設、便所等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し、適切に配置する。 (2) 自然に対する理解を深めるとともに、利用の効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に配置する。 (3) 展望施設等の特別な用途を除き、建築物の意匠等は「3 宿舎2(1)から(3)」に準ずる。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		3 安全性に配慮した施設の取扱い 附帯施設を設置するに当たっては、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとする。 なお、駐車場等から目的地までの距離が離れている、急勾配である等の箇所については、次の事項に留意して検討する。 (1) 公共施設として設置するものについては、当該地域における一体的なユニバーサルデザインに配慮したものであること。 (2) 「香川県福祉のまちづくり条例」の基準に準じた施設の設置が可能であること。 (3) 土地の造成、木竹の伐採等による風致上の支障が小さいものであること。 (4) 当該地の地形の改変が抑えられたものであること。 (5) 既存の展望地において、上記(2)から(4)によりユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れ検討すること。 4 通景線の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い等を行い、通景線の確保に配慮する。 5 管理運営方法 (1) 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図る。 (2) くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。 また、園路、広場の草刈り、園地内のトイレ等の清掃を定期的実施する。
5 休憩所	全 域	1 基本方針 快適に利用できる施設の整備及び管理を執行するとともに、利用者へ情報提供等を行うものとする。 2 施設の取扱い (1) 施設については、環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。 また、既存施設についても、快適な環境が保持できるよう配慮する。 (2) 建築物の意匠等は「3 宿舍 2 (1) から (3)」に準ずる。ただし、附帯施設等のうち展望台等の展望施設はこの限りでない。 3 通景線の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い等を行い、通景線の確保に配慮する。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		4 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。
	やしま 屋島集 団施設 地区	1 基本方針 屋島の溶岩台地の良好な風致景観に支障を与えないよう留意する。 2 規模 建築物の高さは、13m以下とする。 ただし、既に高さが13mを超えている建築物の増改築及び建て替えのための新築にあっては、既存の高さ以下とする。
6 野営場	全 域	1 基本方針 海浜地、山間部等各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じて人と自然とのふれあいを高めるように配慮する。 2 附帯施設の取扱い (1) 附帯施設については、環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。 また、既存施設についても、快適な環境が保持できるよう配慮する。 (2) 建築物の意匠等は、「3 宿舎2(1)から(3)」に準ずる。 3 管理運営方法 (1) 本地域は山火事が多いため、炊飯に伴う火気及びたばこの投げ捨て等に十分注意するよう利用者を啓発する。 (2) 残飯等のごみについては、ごみ捨て場を指定し、利用者に不快な念をおこさせないように、回収を行う。 (3) 安全管理（枯損木等の処理）を十分に行う。
7 博物展示 施設	ごしきだい 五色台 おおさき 大崎山	基本方針 五色台を中心とした瀬戸内海の自然、人文等を紹介、解説、案内する総合的な環境学習の拠点となる施設として、適正な管理運営を行う。
8 運動場	ごしきだい 五色台 おおさき 大串	1 基本方針 テニスの利用施設として、快適な利用が図られるよう適正な管理運営を行う。 2 規模等 規模等は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）による。 3 附帯施設の取扱い (1) 園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し、適切に配置する。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		(2) 案内板、解説板等は、利用性及び管理面を考慮した上で適切に配置し、周辺の自然と調和した意匠とする。 (3) 建築物の意匠等は「3 宿舍 2 (1) から (3)」に準ずる。
9 運輸施設	やしま 屋島山 上線一 般自動 車道	1 基本方針 屋島山上に至り、車窓及び沿線から瀬戸内海を展望する自動車道として、快適で安全な利用が図られるよう、適切な管理運営を行う。 2 法面の処理方法、交通安全柵、残土処理方法、修景緑化方法、附帯施設の取扱い、通景線の確保及び管理運営方法については、「1 道路（車道）の 2、3、6 から 8、10 及び 11」に準ずる。
	やしま 屋島鋼 索鉄道 運送施 設	1 基本方針 屋島山上に至る鋼索鉄道として、快適で安全な利用が図られるよう、適切な管理運営を行う。 2 附帯施設の取扱い (1) 附帯施設については、環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。 (2) 建築物の意匠等は、「3 宿舍 2 (1) から (3)」に準ずる。
	ごけんさん 五剣山 鋼索鉄 道運送 施設	1 基本方針 五剣山に至る鋼索鉄道として、快適で安全な利用が図られるよう、適正な管理運営を行う。 2 附帯施設の取扱い (1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適切に配置する。 (2) 建築物の意匠等は、「3 宿舍 2 (1) から (3)」に準ずる。
	かんかけい 寒霞溪 索道運 送施設	1 基本方針 寒霞溪山頂に至る索道として、快適で安全な利用が図られるよう、適正な管理運営を行う。 2 附帯施設の取扱い (1) 附帯施設については、環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。 (2) 建築物の意匠等は、「3 宿舍 2 (1) から (3)」に準ずる。

3 展望地の修景、通景の確保について

(1) 基本方針

瀬戸内海国立公園の特徴である内海多島海の眺望景観及び圍繞景観について、その維持及び積極的な景観形成を図るため、次の事項に留意した展望地づくりを行う。
なお、実施に当たっては、関係機関との調整を図ることとする。

① 展望地及び展望方向の樹林等の一体的管理

展望地からの通景を確保するために、展望地周辺において将来樹木の伸長による展望の阻害が予想される範囲の樹林地等を一体的に管理する方策を展望地ごとに検討する（例えば、当該樹林地をあらかじめ公園事業執行地に取り込むことにより、通景確保のため枝払い等の作業を展望地管理（公園事業執行）の一環として適切に行う等の方策）。

② 施設の設置

ア 展望施設の設置に当たっては、他の施設からの眺望に支障がないよう配慮する。
イ 防護柵の設置位置は、利用者の安全を確保した上で、眺望視野に入らないよう配慮する。

③ 植栽

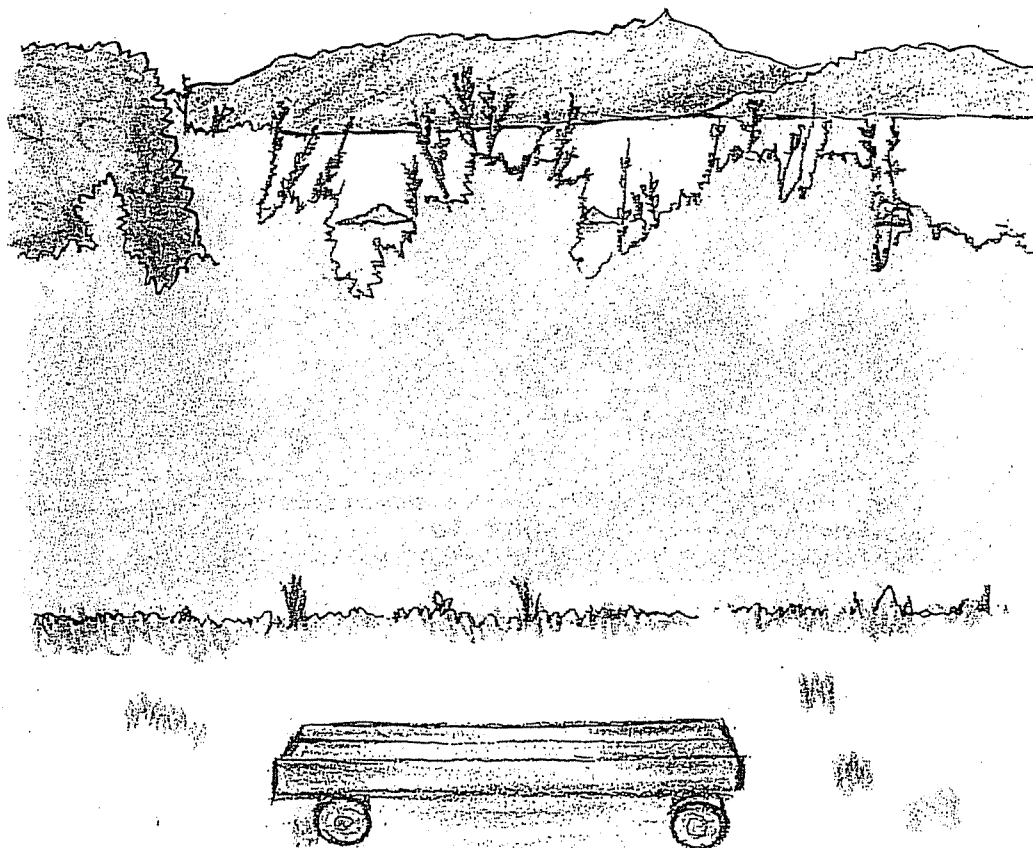
ア 眺望方向への植栽は避けることとし、植栽木等は、幼木時から眺望景観及び圍繞景観を考慮した保育管理を行う。
イ 特に、サクラは適正な間隔を保つこととし、密植による上長成長を避け、場所によっては上長成長の小さい品種を選定する。
ウ マツの植栽に当たっては、松くい虫に抵抗力のある品種の導入も検討する。

④ 周辺樹木の管理

通景確保のために必要な場合には、次により周辺樹木の管理を行う。
ア 枝払いにより通景が図られない箇所においては、樹木の抜き切り等により通景の確保を検討する。
イ 皆伐は極力避け、何年かに分けて抜き切りを繰り返し通景の確保を図る。
ウ 樹幹の中切りはしない。（生け垣の剪定は除く。）
エ 眺望方向に大径木等が優れた点景として存在している場合には、眺望景観を考慮しつつ極力残すものとする。

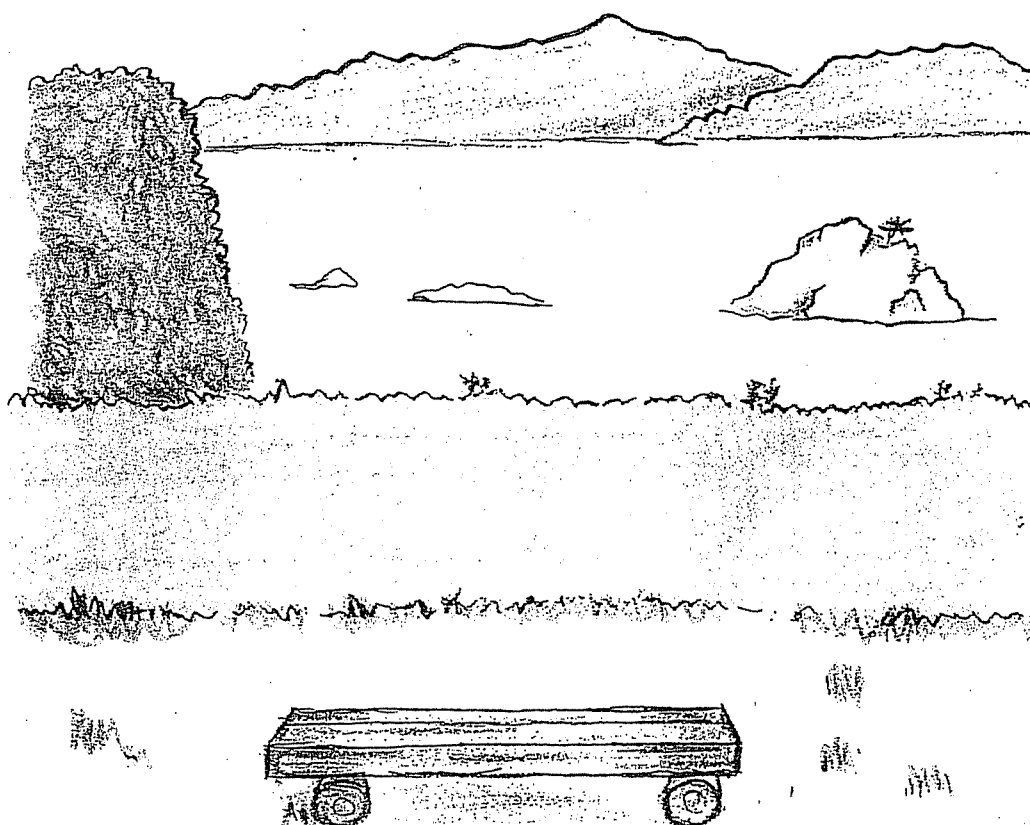
生垣のある箇所の修景

修景前

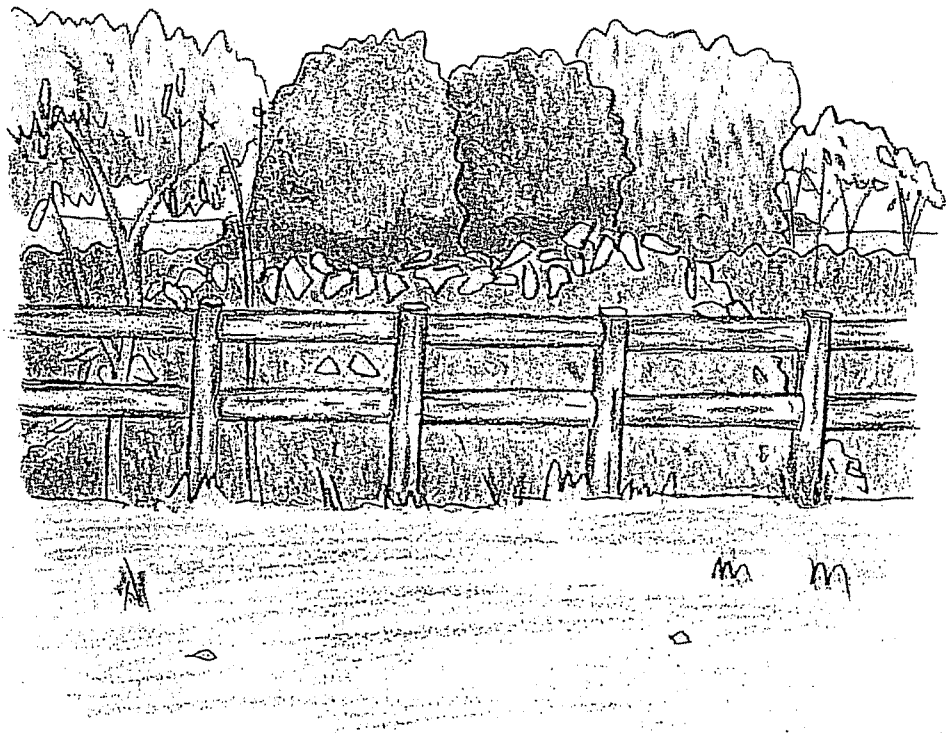


園内にベンチがある場合は、そこに腰をかけても風景が眺望できるよう剪定する。

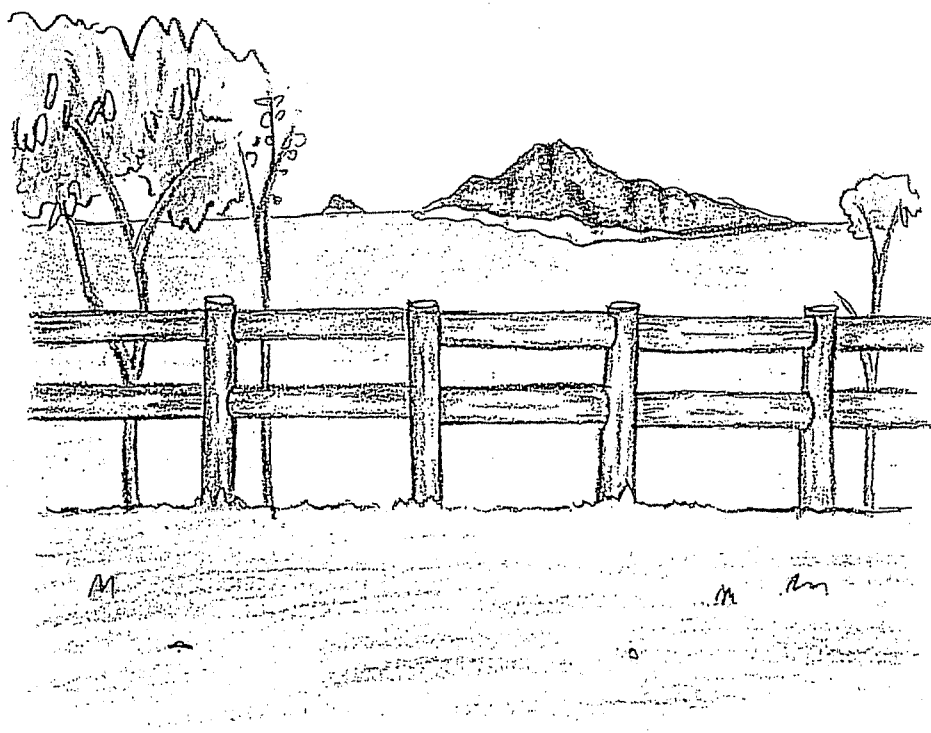
修景後



灌木等が繁茂している箇所の修景
修景前



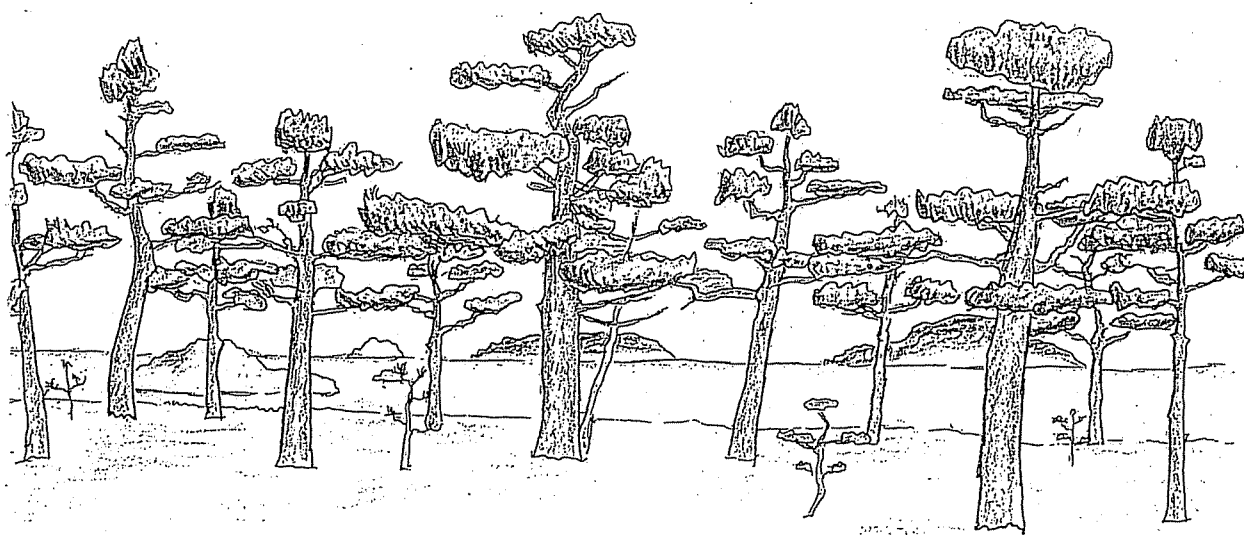
修景後



海浜の松林の修景
修景前



修景後

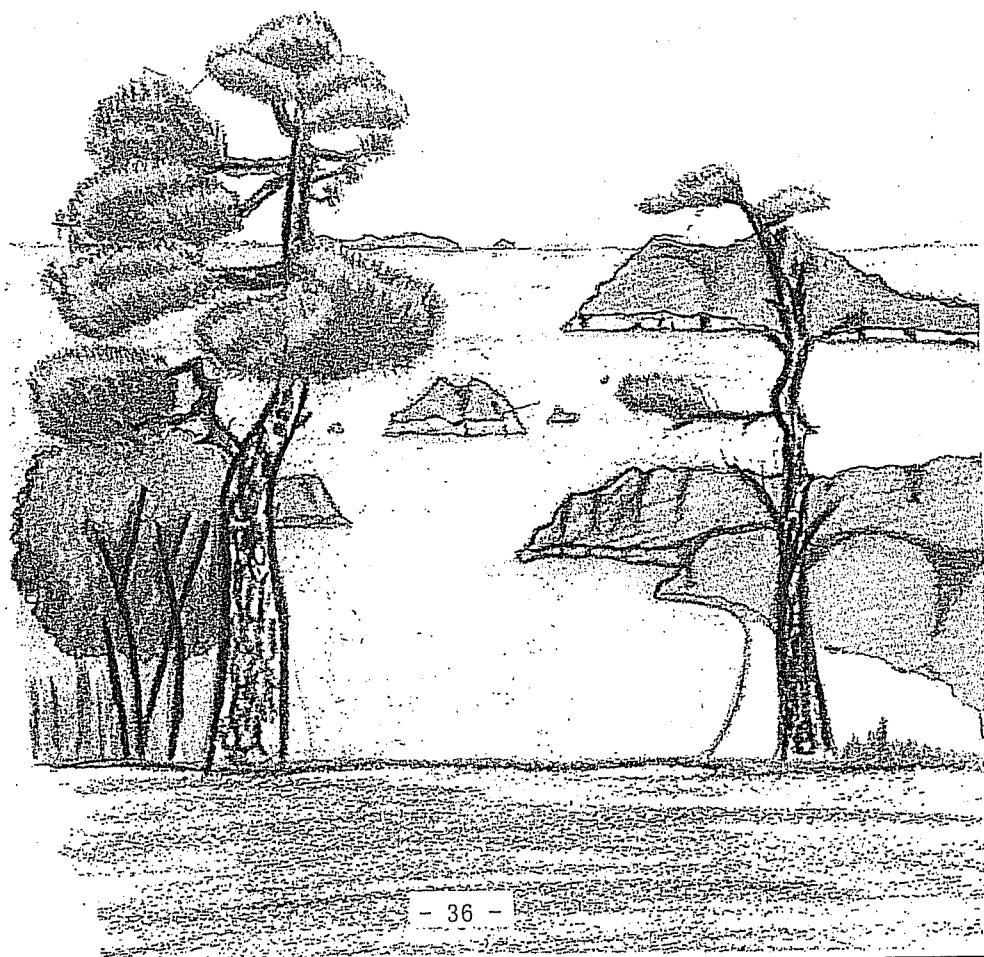


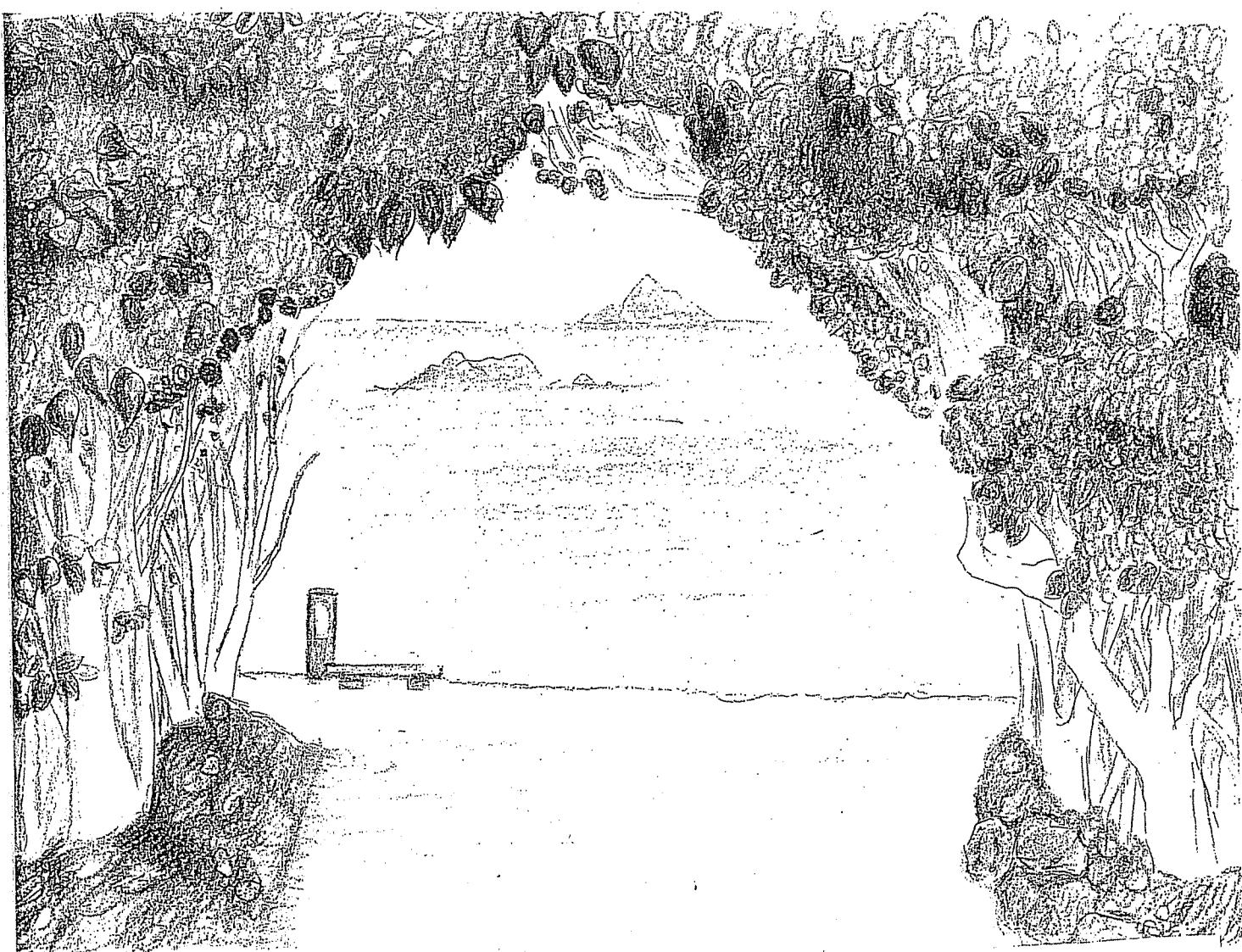
大径木がある箇所の修景
修景前



通景線上に大径木が優れた点景として存在している場合などは、眺望景観を考慮しつつ極力存続させる。

修景後





通景の演出

この修景については、前方に見える対象の通景を確保するため、周囲の樹木の枝払いのみの管理を行う。

展望地からの眺望がより印象的なものになるよう「演出」をよく考えて、展望地としての価値を維持する。

(2) 対象地及び修景方法

展望位置等	眺望対象	修景・通景方法
やしま 屋島集団施設地区		
ほくれい 北嶺		
① 魚見台 (西壁南)	高松市内、瀬戸大橋、女木島、 大槌島、小槌島、直島	抜き切りにより通景の確保 を図る。
② 魚見台 (西壁北)	高松市内、瀬戸大橋、女木島、 大槌島、小槌島、直島	抜き切りにより通景の確保 を図る。
③ 遊鶴亭	高松市内、庵治町、男木島、 五剣山、檀ノ浦、 女木島、兜島、弁天島、 矢竹島、小豊島、豊島、 稲毛島、大島、大槌島、 小槌島	抜き切り及び枝払いにより 通景の確保を図る。
④ 魚見台 (東壁)	庵治町、牟礼町の中心地、 五剣山、檀ノ浦、兜島、 鎧島、弁天島、矢竹島、 小豊島、稲毛島	抜き切り及び枝払いにより 通景の確保を図る。
なんれい 南嶺		
⑤ 談古嶺	志度湾、牟礼町、庵治町の中心地、 五剣山、檀ノ浦、 小豊島、豊島、兜島、鎧島、 稲毛島	現況の眺望景観を維持する。
⑥ 瞰蹟亭	志度湾、牟礼町、庵治町の中心地、 五剣山、檀ノ浦、 小豊島、豊島、大島、兜島、 鎧島、稲毛島	現況の眺望景観を維持する。
⑦ 山頂南休憩所	高松市内	大径木は残し、枝払い、抜き切り等における通景の確保を検討する。
⑧ 獅子の霊巖	高松市内、五色台、大槌島、 小槌島、女木島、男木島、 豊島、屋島北嶺	現況の眺望景観を維持する。
⑨ 屋島城址	高松市内、五色台、大槌島、 小槌島、女木島、男木島、 豊島、屋島北嶺	現況の眺望景観を維持する。
⑩ 駐車場西展望地	女木島、男木島、大槌島、 小槌島、屋島北嶺	現況の眺望景観を維持する。
⑪ 駐車場東展望地	女木島、男木島、屋島北嶺	現況の眺望景観を維持する。

展 望 位 置 等	眺 望 対 象	修 景 ・ 通 景 方 法
五色台集団施設地区 五色台ビジターセンター	坂出市、瀬戸大橋、讃岐富士、塩飽諸島	抜き切り、生け垣の剪定により通景の確保を図る。
⑬ 休暇村本館前展望地	讃岐富士、瀬戸大橋、塩飽諸島、大槌島、小槌島、王子ヶ岳	抜き切りにより通景の確保を図る。 樹型の豊かなマツを造る巣植えを検討する。 修景木に手を入れるに当たっては、周囲の自然環境との調和に十分留意すること。
⑭ 大坂峠園地	前面：松島、通念島、毛無島 左側面：東かがわ市の田園風景、引田湾、安戸湾、城山、予治山 右側面：鳴門の山海	現況の眺望景観を維持する。
城山園地		
⑮ 中腹展望地	前面：引田湾、東かがわ市町並及び田園風景	前面と左側面の松島、通念島及び毛無島が眺望できるよう通景の確保を図る。
⑯ 山頂休憩所	引田鼻灯台、松島、通念島、毛無島	抜き切りにより通景を図る。 眺望に支障のない箇所については、圍繞景観に配慮した景観づくりを行う。
鹿浦越園地		
香川県執行園地		
⑰ 遠見奥休憩所	松島、通念島、毛無島	前面は現況の眺望景観を維持するとともに、左側面の樹林は小径木を抜き切りし、圍繞景観の改善を図る。
⑱ 遠見手前展望地	絹島、女島、丸亀島、双子島、一子島	現況の眺望景観を維持する。
⑲ 東かがわ市執行園地	絹島、女島、丸亀島、双子島、一子島、東かがわ市の町並	抜き切りにより通景の確保を図る。
御殿山園地		
⑳ 北休憩所	船隠、屏島、女木島、男木島、大島、豊島	抜き切りにより通景の確保を図る。

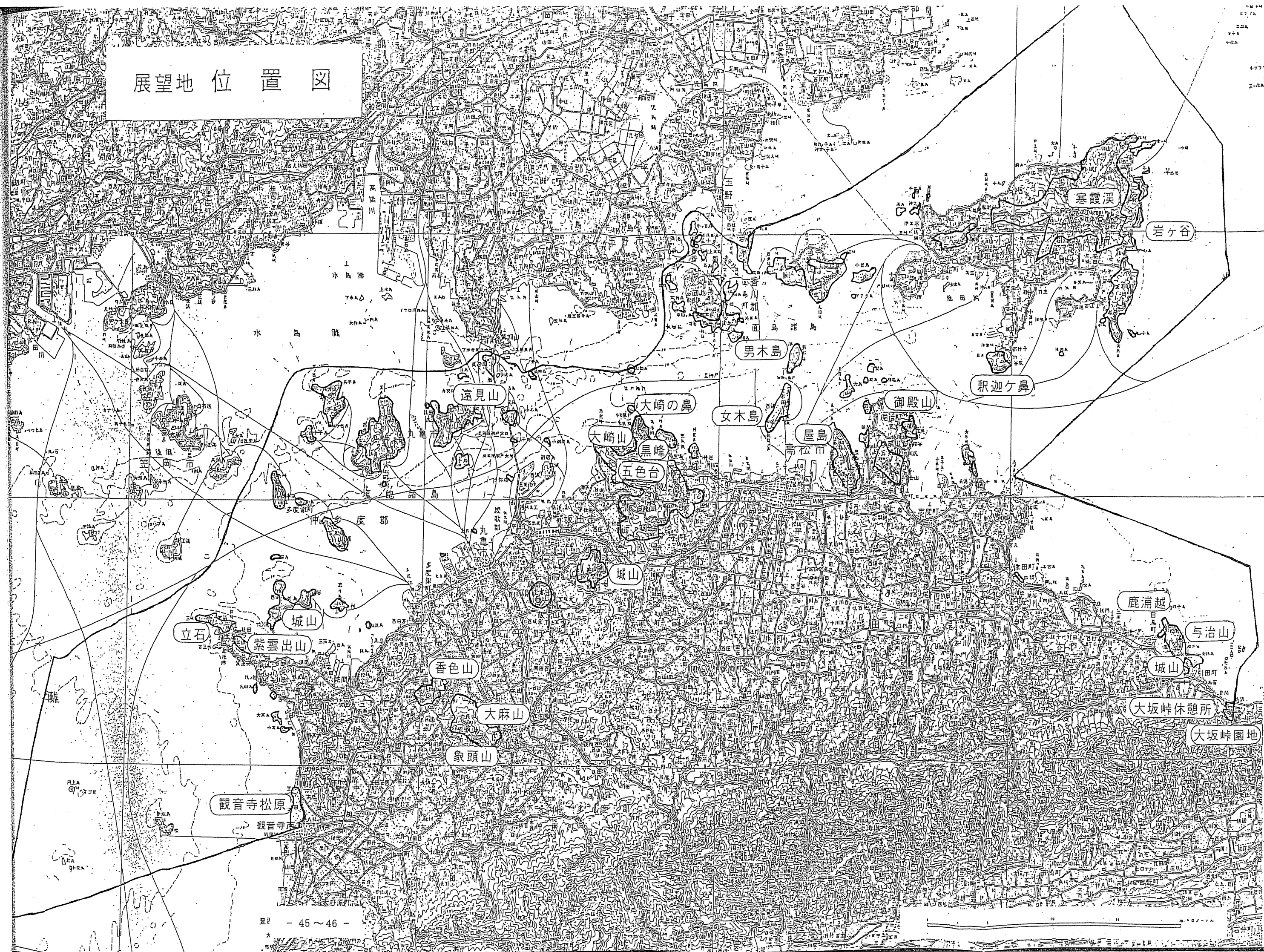
展 望 位 置 等	眺 望 対 象	修 景 ・ 通 景 方 法
②① 山頂休憩所	やししま 屋島北嶺、めぎしま おぎしま 女木島、男木島、大島	抜き切りにより通景の確保を図る。
②② 南休憩所	やししま 屋島(ながさきはな 長崎の鼻)、めぎしま おぎしま 女木島、男木島、大島	抜き切りにより通景の確保を図る。
おおさきはな 大崎の鼻園地		
②③ 道路沿展望地	おおづちしま こづちしま おうじがたけ 大槌島、小槌島、王子ヶ岳、瀬戸大橋	現況の眺望景観を維持する。
②④ 道路沿展望台	おおづちしま こづちしま おうじがたけ 大槌島、小槌島、王子ヶ岳、瀬戸大橋	抜き切りにより通景の確保を図る。 アクセス道の刈り払いを定期的実施する。
②⑤ 歩道東側休憩所	めぎしま おぎしま てしま かしわしま 女木島、男木島、豊島、柏島、直島、屋島	休憩所前面の通景の確保を検討する。
②⑥ 歩道西側展望地	おうじがたけ 王子ヶ岳、瀬戸大橋、塩飽諸島	現況の眺望景観を維持する。
②⑦ 大崎山園地	瀬戸大橋、しあくしよとう かしばしま 塩飽諸島、堅場島、女木島、男木島、豊島、柏島、屋島	西側面は現状の眺望景観を維持し、東側面は、抜き切りにより通景の確保を検討する。
②⑧ 黒峰園地	あかみね かしわしま てしま なおしま 赤峰、柏島、豊島、直島、女木島、男木島、屋島、高松市内	現況の眺望景観を維持する。
②⑨ 城山園地	高松市街地、綾歌郡の田園風景、府中湖、讃岐山脈、讃岐富士、瀬戸大橋、象頭山、佐柳島、高見島、粟島、笠岡諸島、塩飽諸島	ふちゅうこ 府中湖方面は現状の眺望景観を維持する。しあくしよとう 讃岐富士及び塩飽諸島方面は、抜き切りにより通景の確保を図る。
③⑩ 大麻山園地	さぬきふじ 讃岐富士、瀬戸大橋、讃岐平野	抜き切りによる通景の確保を検討する。
③⑪ 象頭山園地	こんびらぐら おおあさやま そうずさん 金比羅宮、大麻山、象頭山、丸亀市街地、広島、讃岐富士	さぬきふじ 讃岐富士方面の通景の確保を検討する。
しうんでさん 紫雲出山園地		
③⑫ 駐車場	あわしま ししま たかみしま 粟島、志々島、高見島、佐柳島、二面島	前面の通景の確保を図る。
③⑬ 駐車場東展望地	あわしま ししま たかみしま 粟島、志々島、高見島、佐柳島、岩島、亀笠島	抜き切りにより通景の確保を図る。

展 望 位 置 等	眺 望 対 象	修 景 ・ 通 景 方 法
③④ 山頂展望地	かさおかしよとう 笠岡諸島	あわしま 粟島方面が眺望できるよう 通景の確保を検討する。 休憩所付近の通景の確保を 図るため、生け垣の剪定を実 施するのとあわせて、園地内 のフェンスを取り除く等圍繞 景観に配慮する。
かんおんじまつばら 観音寺松原園地		
③⑤ 中腹休憩地	ぜにがたさち 銭形砂地及びその周辺の松林	抜き切りにより通景の確保 を図る。 大径木は、点景木として極 力残す。
ことびきやま ③⑥ 琴弾山休憩所	ぜにがたさち 銭形砂地及びその周辺の松林	抜き切りにより通景の確保 を図るとともに、その下層植 生の成長を促す。 定期的にマツの植栽と、幼 木の間伐を繰り返す施行を検 討する。極力枝払いを避ける。
しゃかがばな 釈迦ヶ鼻園地		
③⑦ 駐車場展望地	海域及び四国	現況の眺望景観を維持す る。
③⑧ 休憩園地予定地	おおくしはんとう ごけんざん 大串半島、五剣山	展望施設の整備に当たって は、前面の植生（ササ原）を 存続させるよう検討する。
かんかけい 寒霞溪園地		
③⑨ さんちようみかさ 山頂三笠園地	かんかけい うちのみわん 寒霞溪、内海湾	前面の眺望景観を維持す る。左側面の大径木は残すも のとし、眺望景観に支障を来 す下層植生の刈り払いを行 う。
たかとり ④⑩ 鷹取展望台	かんかけい うちのみわん 寒霞溪、内海湾	現況の眺望景観を維持す る。
しほうちよう ④⑪ 四望頂休憩所	かんかけい うちのみわん 寒霞溪、内海湾	通景の確保をを図る。 山頂三笠園地から四望頂休 憩所に至る園路からの眺望景 観を維持する。
かんかけい しほうざし ④⑫ 寒霞溪園地（四方指）	かんかけい うちのみわん 寒霞溪、内海湾	前面は現況の眺望景観を維 持する。内海湾が眺望できる よう抜き切りによる通景の確 保を検討する。

展 望 位 置 等	眺 望 対 象	修 景 ・ 通 景 方 法
④③ 本島園地 遠見山休憩所	ながしま 長島、むこうじま 向島、ひつしじま 櫃石島、まつしま 松島、 おしろし 室木島、よこしま 与島、こしま 小島、かしま 堅場島、 おしろし 大槌島、こしま 小槌島、おしろし 瀬居島、 くろい 黒岩島、おしろし 瀬居島、こしま 小槌島、 かめやま 鼻、あし 鷺羽山、きやま 城山、 さぬき 讃岐富士、うづみ 瀬戸大橋	きやま 城山（坂出市）及びさぬき 讃岐富士方面が眺望できるように抜き切りにより通景の確保を図る。 背面は抜き切りにより、圍繞景觀に配慮する。 前面のサクラは、幼時に元の枝を剪定し、樹冠下越しに瀬戸大橋及び島々が眺望できるよう施業する。また、眺望を遮るサクラは伐採する。 生垣のサツキは、ベンチ利用者からも眺望できる程度に剪定する。
④④ 香色山園地 山頂休憩所	うづみ 瀬戸内海、さぬき 讃岐平野、善通寺、善通寺市・丸亀市・多度津町市街地、さぬき 讃岐富士	現況の眺望景觀を維持する。
④⑤ 女木島園地 展望台	やし 屋島、ごけんざん 五剣山、しょうどしま 小豆島、おしろし 小豊島、おしろし 豊島、おしろし 大島、おしろし 男木島、 なま 直島、おしろし 大槌島、こしま 小槌島、五色台、高松市街	サクラの枯損木、枯れ枝の除去、展望地内の雑草木等を整理し、圍繞景觀に配慮する。
④⑥ 男木島園地 ジイの穴休憩所	ごしきだい 五色台、おおづちしま 大槌島、こづちしま 小槌島、 なま 直島、かしわ 柏島、むこうじま 向島、いのしま 井島、おしろし 豊島	ごしきだい 五色台、おおづちしま 大槌島、こづちしま 小槌島及びおしろし 豊島方面が眺望できるように点景木を残し、抜き伐りを行うよう検討する。
④⑦ 五色台スカイライン線 道路（車道） 細首園地	ばんのす 番の州、ほんじま 本島、ひろしま 広島、まつしま 坂出市の田園風景	現況の眺望景觀を維持する。
④⑧ 小豆島東海岸線道路 （車道） 岩ヶ谷休憩所	うづみ 鳴門大橋、いし 明石海峡大橋、 あわじ 淡路島、あま 家島諸島	現存する大径木を残し、通景の確保を図る。
しこくぜん 四国自然歩道線道路 （歩道）		
④⑨ 大坂峠休憩所	まつしま 松島、つうねんしま 通念島、けなししま 毛無島	前面は現況の眺望景觀を維持し、左側面の通景の確保を検討する。 アクセス道の刈り払いを定期的実施する。
⑤⑩ 立石休憩所	いぶきしま 伊吹島	いぶきしま 伊吹島が眺望できるように通景の確保を図る。

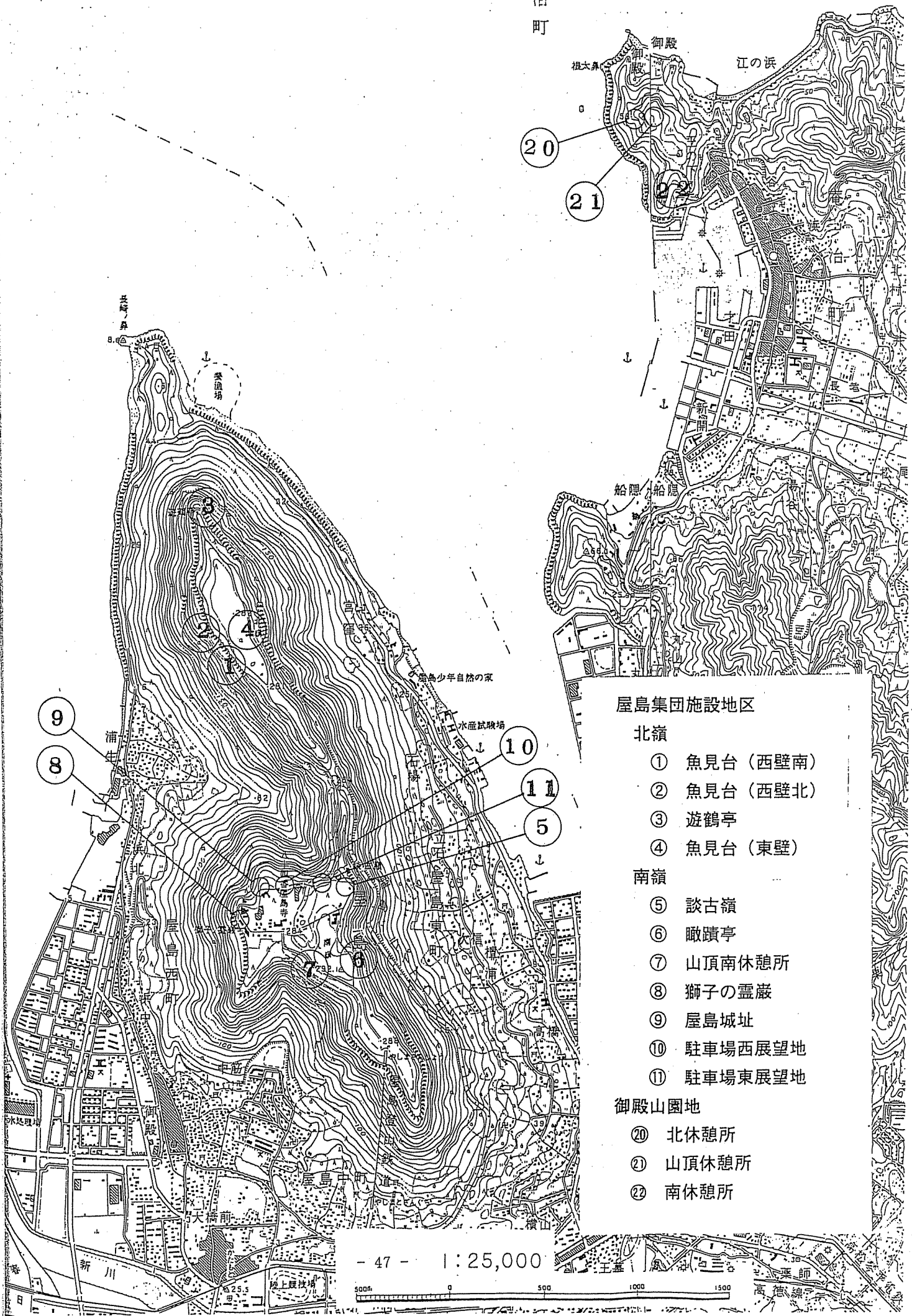
展 望 位 置 等	眺 望 対 象	修 景 ・ 通 景 方 法
⑤ ^{よじやません} 与治山線道路（歩道） 山頂展望地	右側面： ^{まつしま} 松島、 ^{つうねんしま} 通念島、 ^{けななししま} 毛無島 左側面： ^{ふたごしま} 双子島、 ^{ひとこしま} 一子島、東 かがわ市の町並及び 田園風景	抜き切りにより通景の確保 を図る。
⑥ ^{あわしまじょうのやません} 粟島城山線道路 （歩道） 城山休憩所・展望台	^{しうんでさん} 紫雲出山、 ^{かきおかしよとう} 笠岡諸島、 ^{にめんしま} 二面島、 ^{さやなぎしま} 佐柳島、 ^{こしま} 小島、 ^{うししま} 手島、 ^{おせしま} 小手島、 ^{ひろしま} 広島、 ^{ほんしま} 本島、 ^{うししま} 牛島、 ^{ながしま} 長島、 ^{たかみしま} 高見島、 ^{いじしま} 志々島、 ^{かめがしま} 亀笠島、 瀬戸大橋、坂出市、城山、 讃岐富士	十分な管理ができており、 抜き伐り等により現況の眺望 景観を維持する。

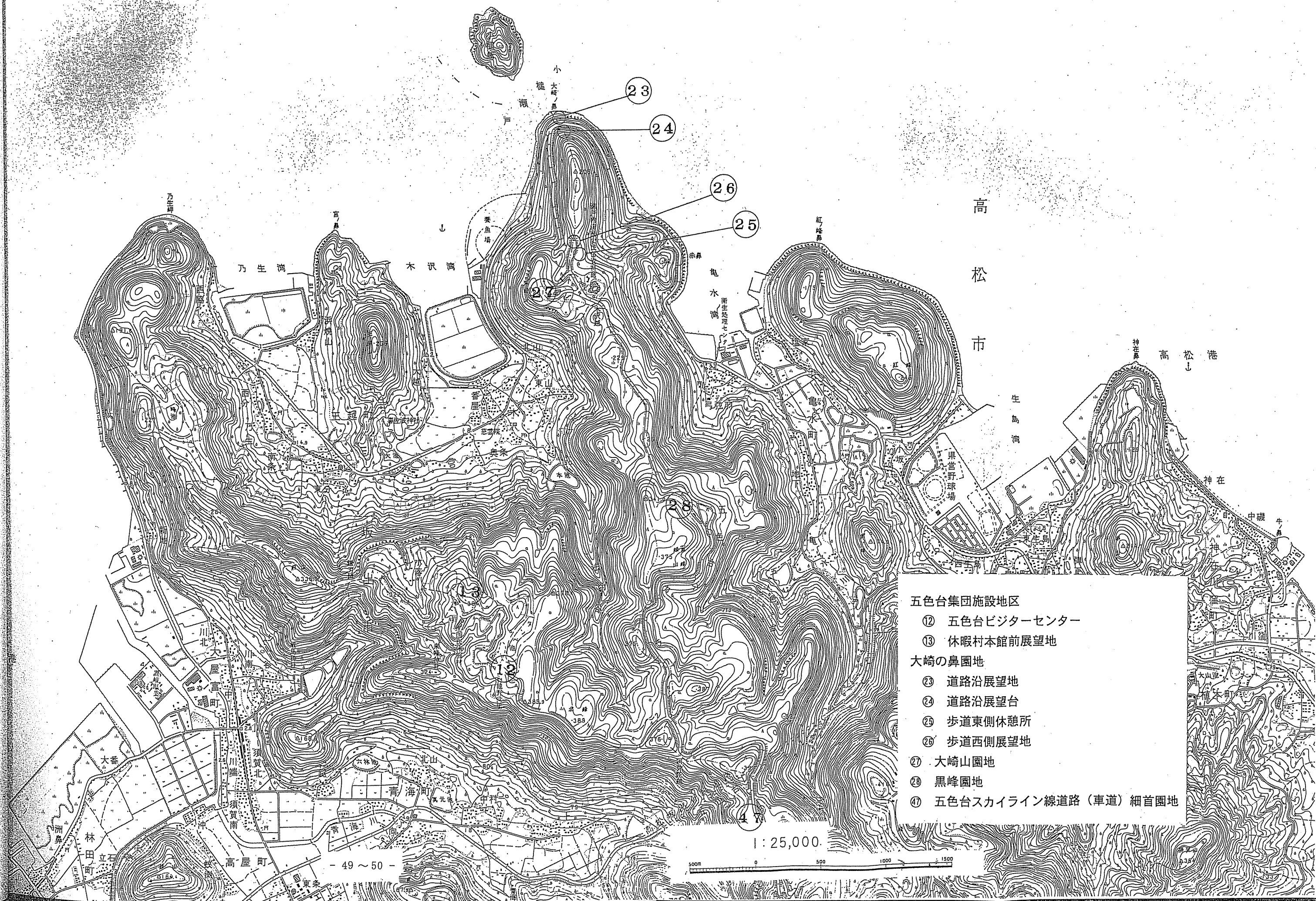
展望地位置図

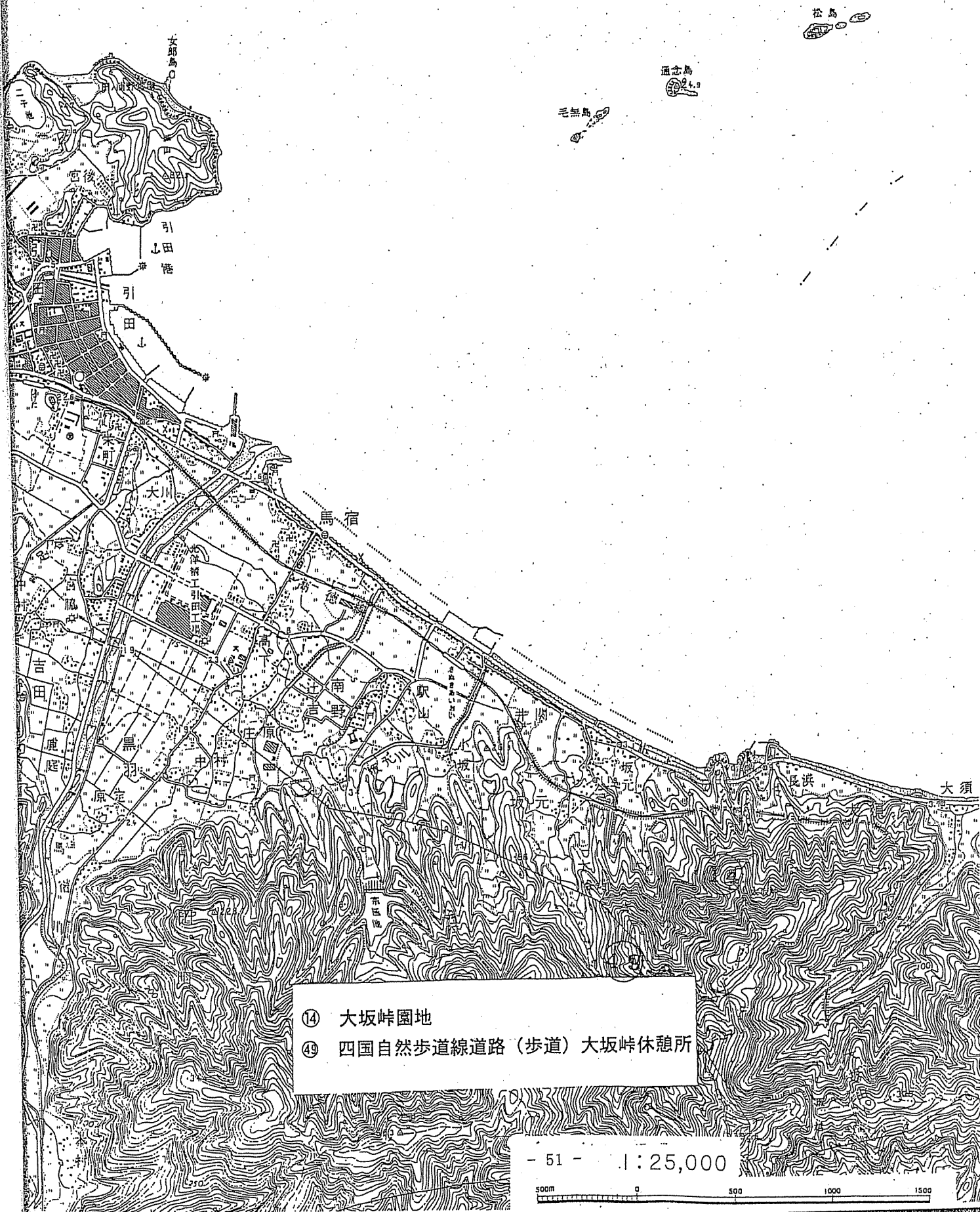


展望地位置図（詳細） 1

沼
町







展望地位置図（詳細） 4

子島

白
鳥
町

双子島

鹿浦越のランプロファイア岩脈

17

18



城山園地

⑮ 中腹展望地

⑯ 山頂休憩所

鹿浦越園地

⑰ 遠見奥休憩所

⑱ 遠見手前展望地

⑲ 白鳥町執行園地

⑳ 与治山線道路（歩道）山頂展望地

- 52 -

1:25,000

500m

0

500

1000



加茂ヶ瀬戸



女木島園地

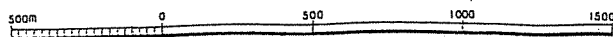
④⑤ 展望台

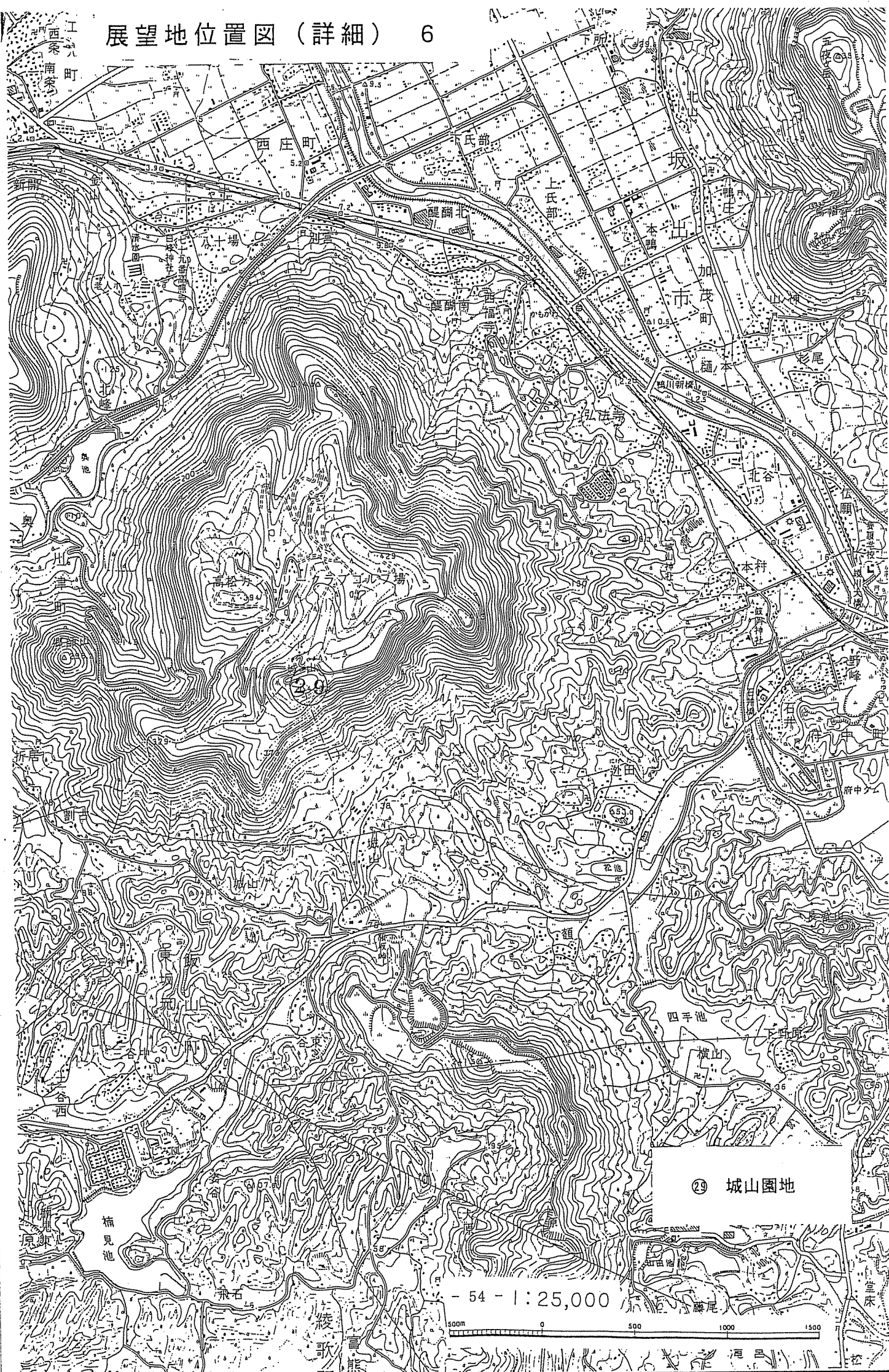
男木島園地

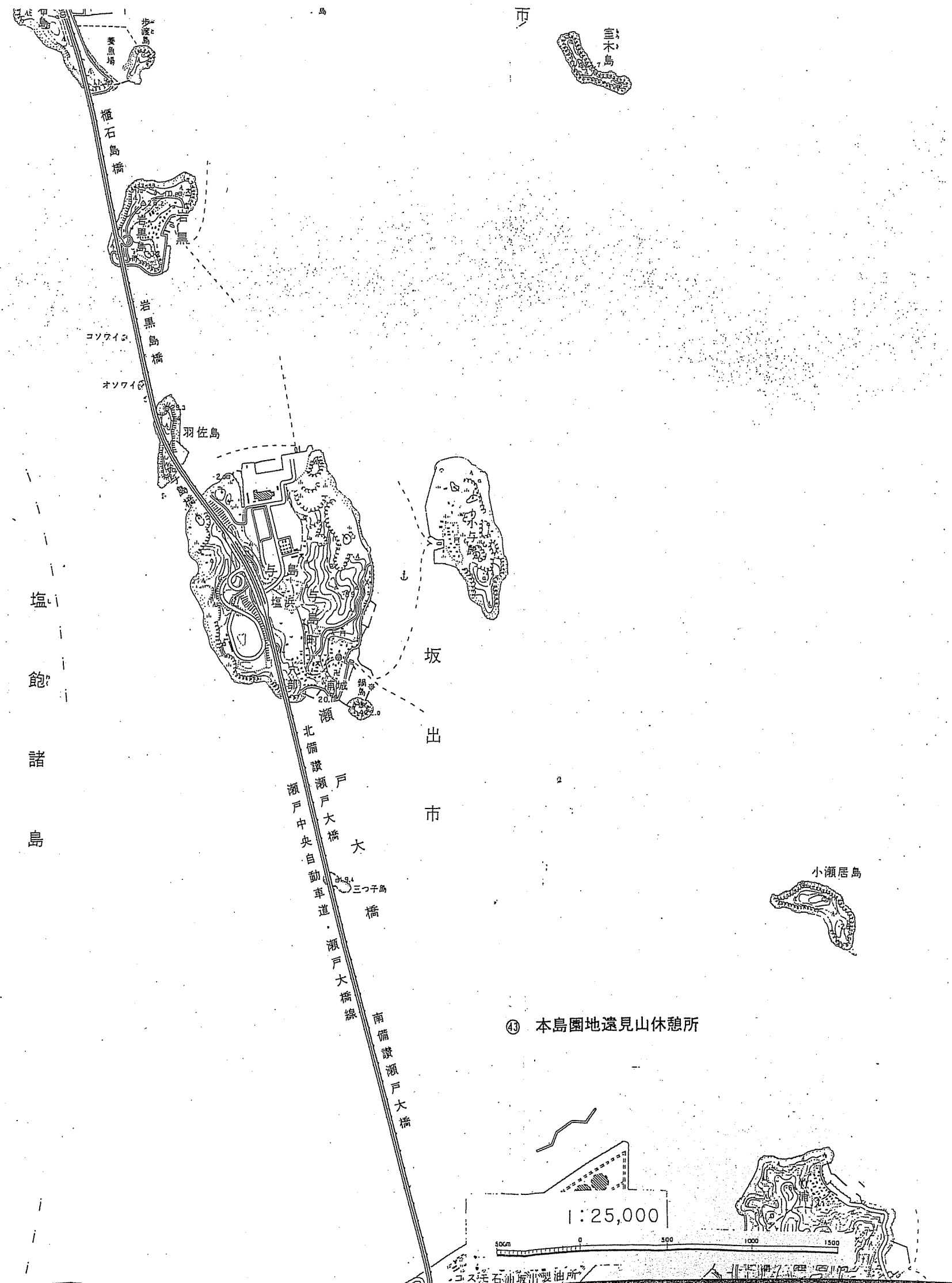
④⑥ ジイの穴休憩所

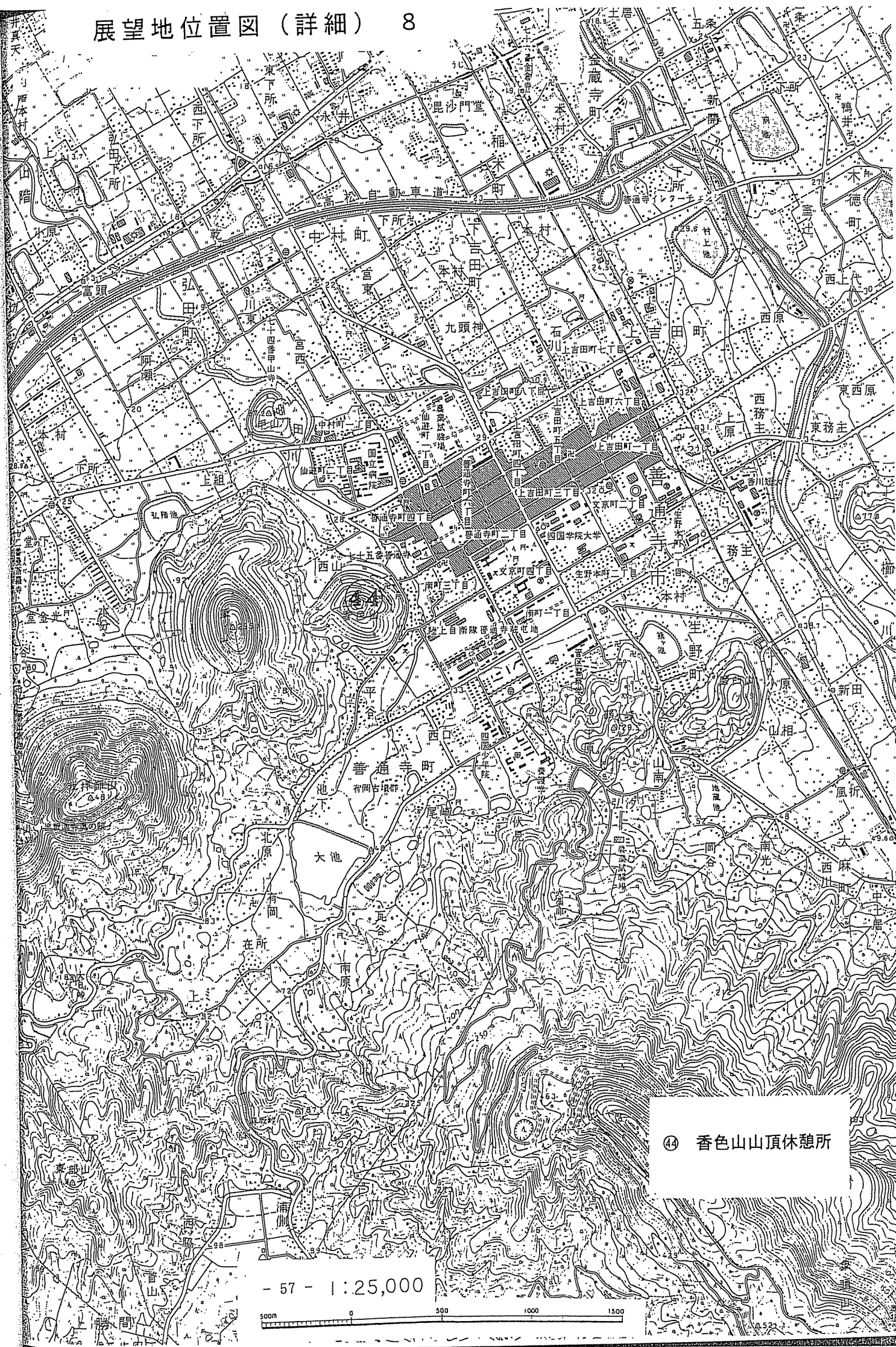
1:25,000

- 53 -



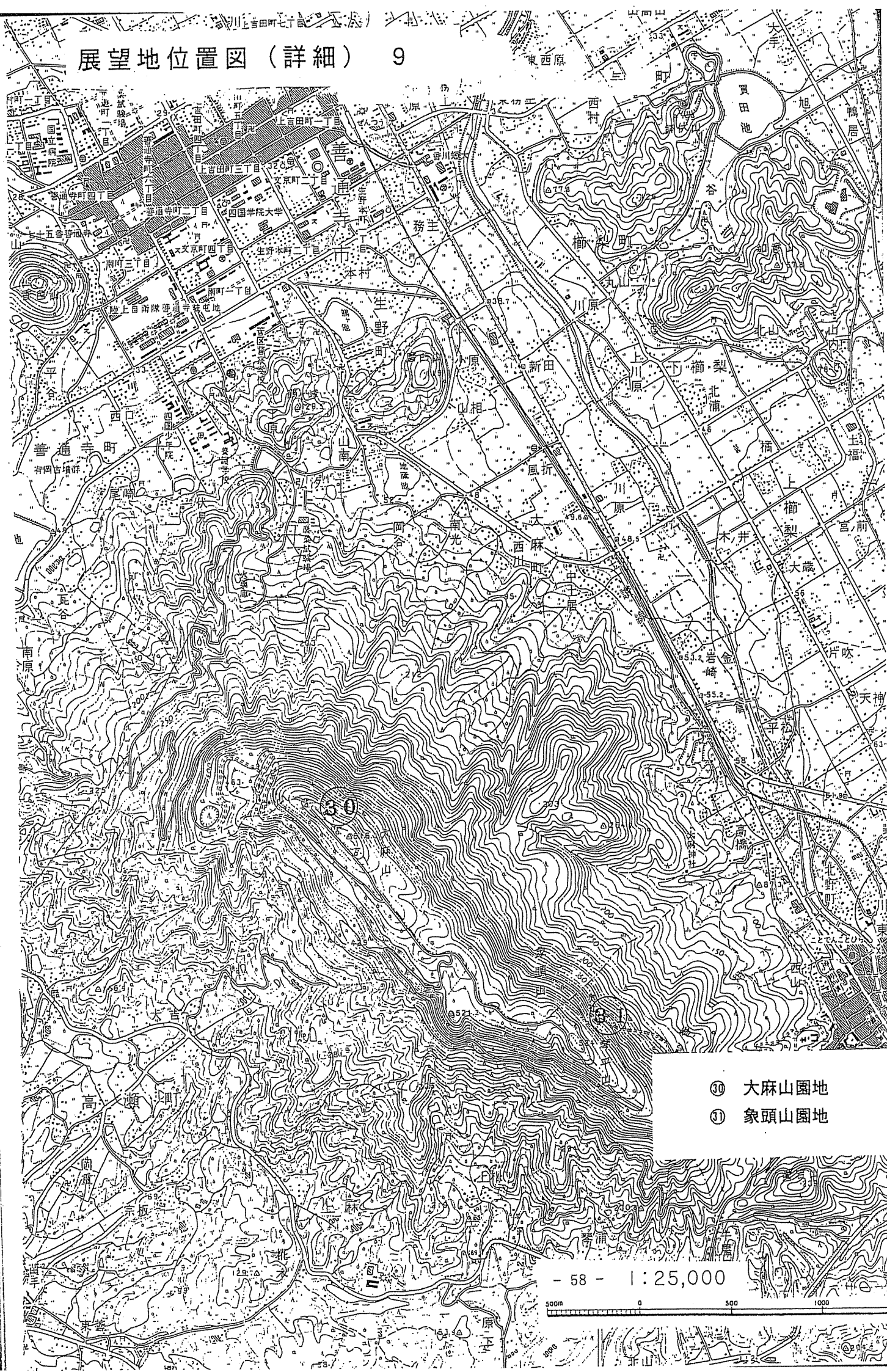






④ 香色山山頂休憩所

展望地位置図（詳細） 9



- ⑩ 大麻山園地
- ⑪ 象頭山園地

- 58 - 1:25,000

500m 0 500 1000



燧
灘

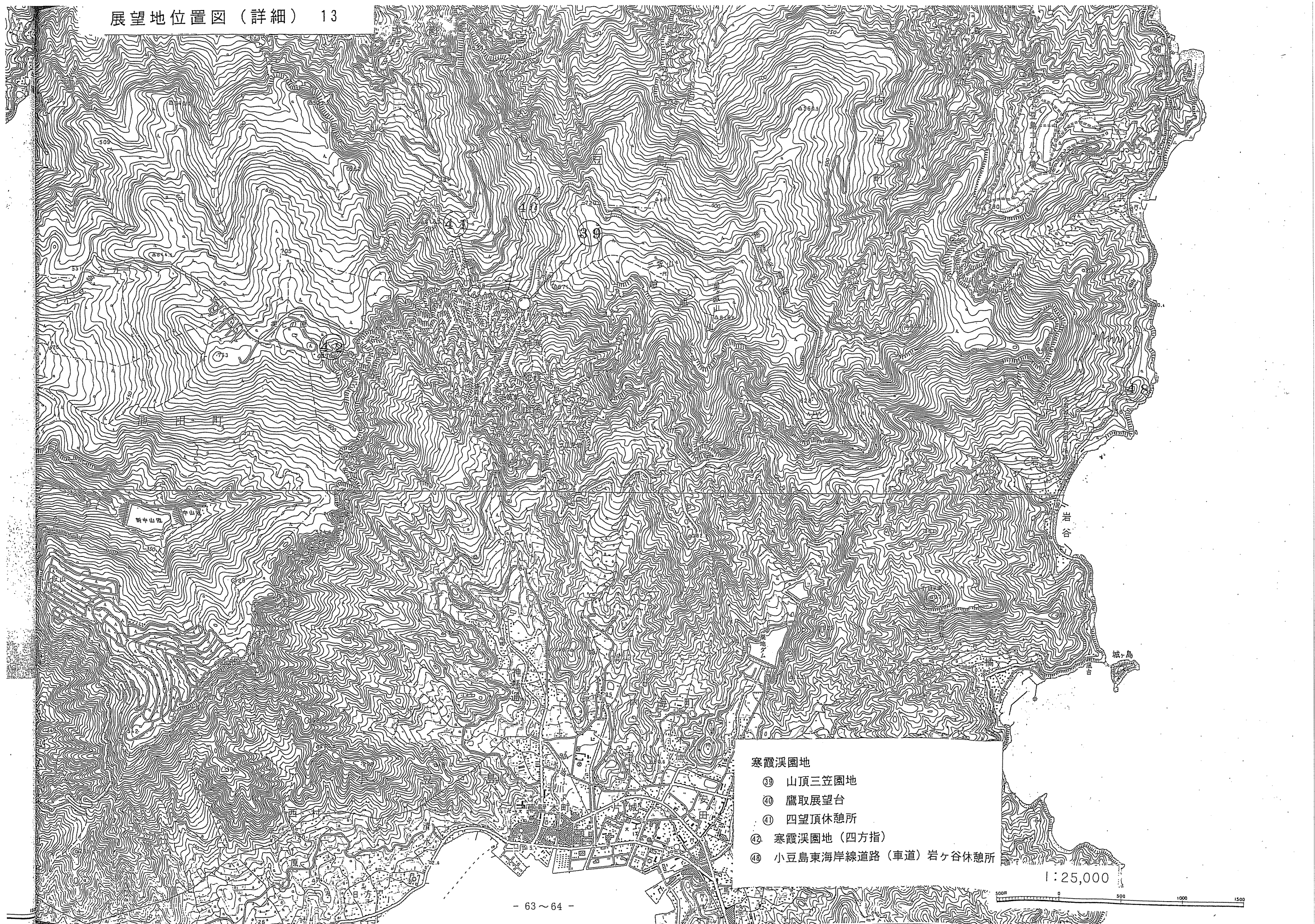




釈迦ヶ鼻園地

- ㊦ 駐車場展望地
- ㊧ 休憩園地予定地

1:25,000



第4 地域の開発、整備等に関する事項

1 自然公園施設

主要利用地区の利用形態及び整備方針は、次のとおりとする。

(1) 五色台地区^{ごしきだい}

本地区は、高松市及び坂出市にまたがる溶岩台地（メサ地形）上に位置し、本公園の主要な利用拠点としてビジターセンター、自然体験施設、野営場、宿舎、歩道等が総合的に整備され、集団施設地区として利用に供されている。

ビジターセンターは自然環境を含めた環境全般の学習施設及び情報発信施設として整備されたもので、地域住民、一般利用者等を対象とした環境学習講座の実施、自然情報の提供等を行う。また、当該地区の中核施設として、自然体験施設、歩道、野営場等の関連施設及びタンベ池、照葉樹林、竹林等の周辺フィールドを活用して自然体験キャンプ、炭焼き体験等の自然とのふれあい活動を展開する。

なお、本地区における施設は概ね整備されているため、今後は利用形態、活動内容等の実態に即した必要最小限の整備を図るものとする。

また、環境学習及び自然とのふれあい活動は一過性のものとならないよう、関係機関、学識経験者、地域住民等から意見を聴取の上目標を定めた長期計画を作成し、関係者の協力を得て実施する。

(2) 屋島地区^{やししま}

本地区は、溶岩台地（メサ地形）として特異な地形景観を呈するとともに山上からの瀬戸内海の内海多島景観の展望に優れており、また、高松市の市街地に近接し、古くからの四国八十八ヶ所札所の巡拝及び源平合戦等に関係する人文景観も豊富なことから、展望、歴史探訪、宿泊、自然探勝等の利用拠点として集団施設地区に指定されている。

南嶺地区では、本地区の利用の中心地区として、主に内海多島景観の展望、休憩及び八十八ヶ所巡り等の歴史探訪の拠点として展望施設、園地、歩道等の公共施設の再整備を図る。休憩所、水族館、駐車場等の民間施設については、関係機関と連携し、滞在型利用推進の可能性についても検討を行い、各施設の再整備を促進する。

北嶺地区では、主に日帰りの利用者のために多島海景観の展望及び植物観察等の自然探勝利用の拠点として、園地、歩道等の施設の再整備を図る。

特に、南嶺地区と北嶺地区における利用の有機的連携を図るため、インフォメーション、交通手段について、ハード、ソフト両面から検討する。

なお、施設の整備に当たっては、屋島の溶岩台地（メサ地形）の良好な景観を維持するため、施設の高さに留意する。

第5 土地及び事業施設等の管理に関する事項

1 国有財産の管理

(1) 五色台

五色台の土地は、環境省が主に県有地を借地し、その上に園地、野営場、博物展示施設、自然体験ハウス等を整備し、休暇村事業用地としても活用している。

- ・ 環境省所管地 26,208.76㎡
- ・ 借地 372,000 ㎡
- ・ 建物
 - 園地休憩所 1 棟 RC造二階建 A= 12 ㎡ (昭和47年度新築)
 - 1 棟 RC造平屋建 A= 16 ㎡ (昭和60年度新築)
 - 野営場炊事棟 2 棟 木造平屋建 A= 98.62㎡ (平成13年度新築)
 - 木造平屋建 A= 89.23㎡ (平成13年度新築)
 - 野営場便所 2 棟 RC造平屋建 A= 41.51㎡ (平成5年度新築)
 - RC造平屋建 A= 77.64㎡ (平成13年度新築)
 - 博物展示施設 1 棟
 - (野営場管理棟を含む) RC造平屋建 A=1,293.56㎡ (平成13年度新築)
 - 自然体験ハウス 1 棟 RC造平屋建 A= 688.00㎡ (平成13年度新築)
 - 受水槽 2 棟 RC造平屋建 A= 11.50㎡ (昭和59年度新築)
 - FRP複合板製 A= 10 ㎡ (平成3年度新築)
- ・ この他、園地、歩道、案内板等標識類 等

(2) 屋島

屋島の土地は、屋島山頂の北嶺地区と南嶺地区の2ヶ所の台地の一部を昭和32年及び昭和53年に林野庁から有償所管換えを受けて環境省が引き継ぎ、歩道、休憩所、便所等の施設を整備し管理している。

- ・ 環境省所管地 136,394.12㎡ (内訳：北嶺 135,857.84㎡、南嶺 536.28㎡)
- ・ 建物
 - 北嶺 休憩所 1 棟 RC造平屋建 A=78.74㎡ (昭和36年度新築)
 - 便所 1 棟 RC造平屋建汲取式 A=21.29㎡ (昭和63年度新築)
- ・ この他、園地、歩道、案内板等標識類 等

2 公共公園事業施設の管理

公園利用施設の健全な維持と利用者の安全確保により快適な利用が行われるよう、施設管理者は、定期的に施設の点検を実施し、必要な方策を講じる。

第6 利用者の指導に関する事項

1 自然解説活動に関する事項

(1) 自然解説の実施

本地域においては、従来から五色台^{ごしきだい}、屋島^{やしま}等において自然観察会を実施してきているが、今後とも、自然に学び、自然の仕組みや大切さへの理解と認識を深める「自然学習」の推進等を図るため、特に次の地区において関係機関と協力して自然解説活動等の事業を実施する。

① 五色台地区

本地域の主要利用拠点として、ビジターセンター、休暇村、キャンプ場等の利用施設が整備されており、自然ふれあい活動等が推進されてきた地区である。

本地区は、周囲を海山に囲まれた豊かな自然環境に恵まれるとともに、周辺には、民族資料館、博物館などの施設が点在している。

このような地区の特性を活かした体験的な環境学習を推進するとともに、学習効果を高めるための情報ネットワークの拠点として、環境学習講座の実施、自然情報の提供^{ていき}等を行う。

② 屋島地区

南嶺地区で足を止めてしまう利用者を北嶺地区に誘導するため、北嶺地区園路を利用してウバメガシ林及び多島海の展望を活かした自然観察会をパークボランティアと協力して実施する。

(2) 自然解説活動のための組織づくり

適正な利用を促進し、自然保護思想の普及啓発を図るため、休暇村、自然公園指導員、国立公園関係団体等の協力を求め、各利用拠点における野外活動推進のための実施体制を整備するよう努める。

(3) 自然解説パンフレットの作成

公園利用者が自然に対し興味を持つよう、セルフガイド方式による自然解説冊子やハンディマップを関係機関と協力して作成する。

2 利用規制等

国立公園の適正な利用に著しい影響を及ぼすような利用については、関係機関との連携を図り、監視体制の強化及び利用者への指導に努める。

特に、野営場及び園地における指定位置以外でのキャンプ（デイキャンプを含む）は、植生破壊、山火事の発生及びごみの散乱の原因となるため、関係機関の協力を得て、利用者の指導を行う。

3 利用者の安全対策

最近では、海水浴利用に加えてマリンスポーツ、スカイスポーツといった利用が増加しているため、利用者への安全確保を十分図るよう、必要に応じて施設の管理者及び主催者を指導する。

第7 地域の美化、修景に関する事項

ごみ持ち帰り運動の強化を図り、併せて美化清掃活動を推進する。本地域では、(社)香川県観光協会が、寒霞溪、屋島、鳶島、紫雲出山及び五色台の各地区において国立公園の利用に伴うごみ等の清掃に当たっている。今後とも清掃団体の育成を図っていくとともに、次の点に留意してごみの処理及び清掃の方法の改善を進める。

- 1 くずかごの管理
くずかごは、十分な管理、回収が可能でかつ利用上必要不可欠な場所以外には設置しないものとする。
- 2 公園施設の管理
公園施設管理の良し悪しは、公園のイメージを大きく左右するものなので、快適な利用を維持するための清掃体制の強化を各管理者に指導する。
- 3 普及啓発
クリーンハイキング等の実施を通じて、市民に清掃活動への参加を呼びかけるとともに、ごみ持ち帰り運動の普及を図る。
- 4 車道沿線の清掃
車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう、各管理者に要請するとともに、ごみの投げ捨て防止の啓発を図る。
- 5 海洋の汚染防止
釣りに伴うごみの散乱、海域へのごみ投棄等、海洋を汚染し利用者に不快感を与える行為が後を絶たないので、関係機関との協力のもと、ごみ持ち帰りのPR、巡回、制札の設置、関係団体の指導等を図る。

第8 各種団体との連携に関する事項

次の各種連絡協議会等の設置目的の推進を図るため、積極的な交流を行い、組織強化等指導育成に努める。

(社) 香川県観光協会

本地域の美化清掃を推進していくため、今後とも県及び地元市町と協力し、清掃団体としての当協会を適切に指導するとともに支援を図る。

ごしきだい五色台地区パークボランティア連絡会

ごしきだい五色台を中心として自然解説をはじめとする様々な自然保護活動等を実施している当連絡会の活動を適切に指導するとともにその支援を図る。

第9 その他

以上、各項目に従って管理方針を述べてきたが、そのほか次の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行うものとする。

- 1 許認可手続きの迅速化及び問題のある事案についての早期連絡調整を図る。
- 2 関係法令との齟齬が生じないように、関係機関との調整を図る。
(参考資料：関係法令等一覽参照)

別紙 1 修景緑化指針

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致景観を損なうことがないよう以下の点に留意の上、速やかに修景緑化を行うよう行為者を指導する。

1 支障木の移植

工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむを得ず支障木が生じる場合は、極力これを緑地帯等に移植する。

2 裸地の緑化

工事に伴いやむを得ず生じた裸地は緑化する。

3 緑化に使用する草本類

一部の法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の郷土産の植物を混合した種子吹き付けを行うものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、洋芝類、牧草類の使用も可とする。

4 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、別添「瀬戸内海国立公園香川県地域に適する修景植栽樹種の一覧表」を参考とし、できるだけ郷土産の植物による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。

5 道路については、特に次の事項に留意する。

- (1) 道路を新設、増設、改設する場合は、既存の樹木は可能な限り残すものとし、移植可能な樹木は緑地帯等に移植する。また、予定地に大径木がある場合は、道路線形の変更も検討する。
- (2) 道路沿いの空き地は、郷土産の植物により緑化する。
- (3) 道路法面が大きい場所では、原則として法面を数段に分けて犬走りを設け、犬走りに低木を植栽する。

別紙2 瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針

国立公園内のマリーナについては「国立公園事業取扱要領」、自然公園法施行規則第11条、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」によるほか次によって取り扱う。

- 1 マリーナとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターボート等）を係留、保管するための施設（棧橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。
- 2 公園計画に適合するマリーナは公園事業として、執行するよう指導する。
- 3 公園事業以外のマリーナについては、次のとおり。
 - (1) 次の地域においては原則として認めない。
 - ① 特別保護地区、海中公園地区及び第1種特別地域
 - ② 貴重な自然的性質を有する地域のうち①に準じた取扱いをする必要があると認められる地域
 - ③ ①及び②の地先並びに周辺の海域
 - (2) (1)以外の特別地域にかかるマリーナについては、次の要件に適合しない場合は、原則として認めない。
 - ① 自然海岸の埋立てをしない等風致の保護上著しい支障とならないものであること。
 - ② 自然海岸以外の埋立てについては最小限とし係留施設の規模が過大でないこと。
 - ③ 国立公園の主要展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。
 - ④ 船舶の陸上保管場所や附帯施設は、可能な限り既存陸上部に設けること。
 - ⑤ 船舶の陸上での保管は、最小限とすること。
 - ⑥ 野生動植物の生息、生育に重大な影響を及ぼさないものであること。
 - ⑦ 海水浴場等への影響が軽微であること。
 - (3) 普通地域のみにかかるマリーナについては、(2)に掲げる要件を満たすよう指導する。

別紙 3 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱い上の留意事項

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

1 埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、原則として次の各事項のいずれかに該当すること。

- (1) 地域住民の日常生活に必要なもの。
- (2) 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。
- (3) 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- (4) 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

2 埋立位置に関する事項

- (1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。

- ① 特別地域（その周辺を含む）
- ② 自然海岸

- (2) 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。
- (3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3 環境及び風景の保全に関する事項

- (1) 埋立ての規模及び形状が適切であること。
- (2) 埋立地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。
- (3) 埋立地に設置される工作物の規模、形態等が、周囲の風景と調和するものであること。
特に、リゾート開発に伴う施設、高層建築物、巨大工作物等風景に与える影響が大きいものについては慎重に取り扱うこと。
- (4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- (5) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合い及び堆砂、洗掘等による隣接海岸への影響の度合いが軽微であること。
- (6) 周辺の海水浴場等に与える影響が軽微であること。
- (7) 埋立工事に伴う汚濁が周辺海域へ拡散しない工法が採られていること。

4 その他

「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

別紙4 瀬戸内海国立公園香川県地域に適する修景植栽樹種の一覧表
高木-1

(平成14年11月1日)

樹 種	生育	土湿	陽 陰	樹高m	葉	花	紅葉	耐塩	備 考
イヌマキ	普通	乾	○ ×	25	常緑			○	
アカマツ	速い	乾	○ ×	30	常緑				
クロマツ	速い	乾	○ ×	30	常緑			○	「高松市、直島町、観音寺市、国分寺町、詫間町及び仁尾町」の木
ネズ	遅い	乾	○ ×	10	常緑				
イブキ	遅い	乾	○ ×	20	常緑			○	ナシ赤星病菌宿主
ヤマナラシ	速い	普通	○ ×	20	夏緑				
ヤマモモ	普通	普通	○ ×	20	常緑				雌雄異株、果実紅熟、可食「丸亀市」の木
ノグルミ	普通	普通	○ ×	10	夏緑				
ハンノキ	普通	湿	○ ×	12	夏緑				
アラカシ	速い	普通	○ ○	20	常緑				
ウラジロガシ	速い	普通	○ ○	20	常緑				
コナラ	速い	普通	○ ×	25	夏緑		○		
クヌギ	速い	普通	○ ×	25	夏緑		○		
クリ	速い	普通	○ ×	25	夏緑				果実可食
ツブラジイ	遅い	普通	○ ○	20	常緑	○5月		○	果実可食
スダジイ	遅い	普通	○ ○	20	常緑	○5月		○	果実可食
アキニレ	遅い	湿	○ ×	15	夏緑				
エノキ	速い	普通	○ ×	25	夏緑				果実可食
ムクノキ	速い	普通	○ ×	25	夏緑		○		
オガタマノキ	普通	普通	○ ○	10	常緑	○3~4月			花に芳香、果実開裂、種子赤色「琴平町」の木
クスノキ	速い	普通	○ ×	30	常緑				「善通寺市及び庵治町」の木
ヤブニッケイ	遅い	普通	○ ○	10	常緑				
タブノキ	速い	普通	○ ○	25	常緑			○	
カナクギノキ	速い	普通	○ ×	10	夏緑	○4月	○		果実赤熟
シロダモ	普通	普通	○ ○	10	常緑				

高木-2

樹 種	生育	土湿	陽 陰	樹高m	葉	花	紅葉	耐塩	備 考
カゴノキ	速い	普通	○ ○	15	常緑				樹肌に鹿子模様
イスノキ	遅い	普通	○ ○	25	常緑				
ヤマザクラ	速い	普通	○ ×	25	夏緑	○4月	○		
ウラジロノキ	速い	普通	○ ×	10	夏緑	○5月	○		果実赤熟
ネムノキ	速い	普通	○ ×	15	夏緑	○6~7月			
カスザンヨウ	速い	普通	○ ×	15	夏緑				刺有り
センダン	速い	普通	○ ×	15	夏緑	○5月			
ヒメユズリハ	普通	普通	○ ○	10	常緑			○	有毒
アカメガシワ	速い	普通	○ ×	15	夏緑				若枝、葉紅色
ハゼ	速い	乾	○ ×	15	夏緑		○		接触によりかぶれ
ナナミノキ	遅い	湿	○ ○	10	常緑				果実赤熟
クロガネモチ	遅い	湿	○ ○	20	常緑				果実赤熟
モチノキ	遅い	湿	○ ○	20	常緑				果実赤熟
ウバカギ	速い	湿	○ ×	10	夏緑		○		
ムクロジ	普通	湿	○ ×	10	夏緑				
ホルトノキ	速い	普通	○ ○	20	常緑	○6~7月			果実黒青熟、可食
ヤブツバキ	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○2~4月			
モッコク	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○7月		○	果実赤熟開裂、種子濃赤色
サカキ	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○5~6月			
ハリギリ	速い	普通	○ ×	20	夏緑				刺有り
リョウブ	普通	普通	○ ×	12	夏緑	○7~8月			
ミミズバイ	普通	普通	× ○	10	常緑				
クロバイ	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○4~5月			
エゴノキ	速い	普通	○ ○	10	夏緑	○5~6月		○	果実有毒
ネズミモチ	速い	普通	○ ○	10	常緑	○6月		○	果実紫黒色
ヒイラギ	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○10月			若木の葉は鋸歯刺状
マルバアザモ	速い	乾	○ ×	10	夏緑	○4~5月			

低木-1

樹 種	生育	土湿	陽 陰	樹高m	葉	花	紅葉	耐塩	備 考
タチヤナギ	速い	湿	○ ×	4	夏緑	○3~4月			
ジャヤナギ	速い	湿	○ ×	4	夏緑				
ネコヤナギ	速い	湿	○ ×	3	夏緑	○3~4月			
ウバメガシ	遅い	乾	○ ○	7	常緑			○	「土庄町」の木
ケクロモジ	速い	普通	○ ○	3	夏緑	○4月			
イヌガシ	速い	普通	○ ○	4	常緑				
ウツギ	速い	湿	○ ×	2	夏緑	○5月			
マルバウツギ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○4~5月			
トベラ	普通	乾	○ ×	4	常緑	○5~6月		○	果実開裂、種子赤色
カジイチゴ	速い	普通	○ ○	2	夏緑			○	果実黄熟、可食
ノイバラ	普通	普通	○ ×	2	夏緑	○5月			つる性、刺有り
テリハノバラ	普通	普通	○ ×	—	夏緑	○5月		○	葡萄性、刺有り
カナメモチ	速い	普通	○ ○	4	常緑	○5月			果実赤熟
マルバシャリバイ	遅い	普通	○ ○	2	常緑	○5月		○	
ザイフリボク	速い	普通	○ ×	8	夏緑	○4月			
カマツカ	遅い	普通	○ ×	5	夏緑	○4~5月			含ケカマツカ、果実赤熟
ジャケツバラ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○4~5月			つる性、刺有り
マルバハギ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○8~10			
ヤマハギ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○8~9月			
ツクシハギ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○8~10			
サンショウ	速い	普通	○ ×	3	夏緑				刺有り
イザナツバ	速い	普通	○ ×	2	夏緑				刺有り
カンコノキ	普通	普通	○ ×	5	夏緑				刺有り
イヌツゲ	普通	湿	○ ○	5	常緑				
ソヨゴ	速い	普通	○ ○	5	常緑				果実赤熟
コマユミ	普通	普通	○ ×	4	夏緑		○		果実開裂、種子赤色
マサキ	速い	普通	○ ×	5	常緑			○	果実開裂、種子赤色

低木-2

樹 種	生育	土湿	陽 陰	樹高m	葉	花	紅葉	耐塩	備 考
マユミ	普通	普通	○ ×	6	夏緑				果実開裂、種子赤色
ゴンズイ	普通	普通	○ ×	7	夏緑				果実紅熟開裂、種子黒色
イソノキ	普通	湿	○ ×	3	夏緑				
ハマボウ	速い	湿	○ ×	5	夏緑	○7~8月	○	○	
ヒサカキ	遅い	普通	○ ○	4	常緑			○	
ハマヒサカキ	遅い	普通	○ ×	4	常緑			○	
クスドイゲ	遅い	普通	○ ×	4	常緑			○	若木は刺有り
マルバグミ	遅い	乾	○ ×	2	常緑	○10~11		○	ややつる状、果実赤熟、可食
ツルグミ	遅い	普通	○ ×	2	常緑	○10~11			つる性、果実赤熟、可食
ナワシログミ	遅い	普通	○ ×	3	常緑	○10~11			刺有り、果実赤熟、可食
アキグミ	普通	普通	○ ×	3	夏緑	○4~5月		○	果実赤熟、可食
ナツグミ	普通	普通	○ ×	4	夏緑	○4~5月			果実赤熟、可食
ヤツデ	普通	湿	× ○	2	常緑				
カクレミノ	普通	普通	× ○	6	常緑				
ヤマツツジ	遅い	乾	○ ×	2	常緑	○4月			
モチツツジ	速い	普通	○ ×	2	常緑	○4~5月			
オンツツジ	遅い	乾	○ ×	4	夏緑	○5月			「仁尾町、高松市、観音寺市及び土庄町」の花
コバノミツバツツジ	遅い	乾	○ ×	4	夏緑	○3~5月			
アセビ	遅い	普通	○ ○	3	常緑	○3~5月			有毒
ネジキ	遅い	普通	○ ×	6	夏緑	○6~7月			
シャシャンボ	遅い	普通	○ ○	3	常緑				果実紫黒熟、可食
ナツハゼ	普通	乾	○ ×	3	夏緑	○5~6月			果実紫黒熟、可食
マンリョウ	速い	湿	○ ○	1	常緑	○7月			果実赤熟
タミナチバナ	普通	普通	○ ○	6	常緑	○3~4月			
イボタノキ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○5~6月		○	
ムササビ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○6月			果実紫熟

低木-3

樹 種	生育	土湿	陽 陰	樹高m	葉	花	紅葉	耐塩	備 考
ヤブムラサギ	速い	湿	○ ○	2	夏緑	○6月			果実紫熟
クチナシ	普通	普通	○ ○	2	常緑	○6~7月			花に芳香、果実黄赤色
ガマズミ	速い	普通	○ ×	3	夏緑	○5月			果実赤熟
コハナズミ	速い	普通	○ ×	3	夏緑	○4~5月			果実赤熟
コクハナツギ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○5月			

関係法令等一覧

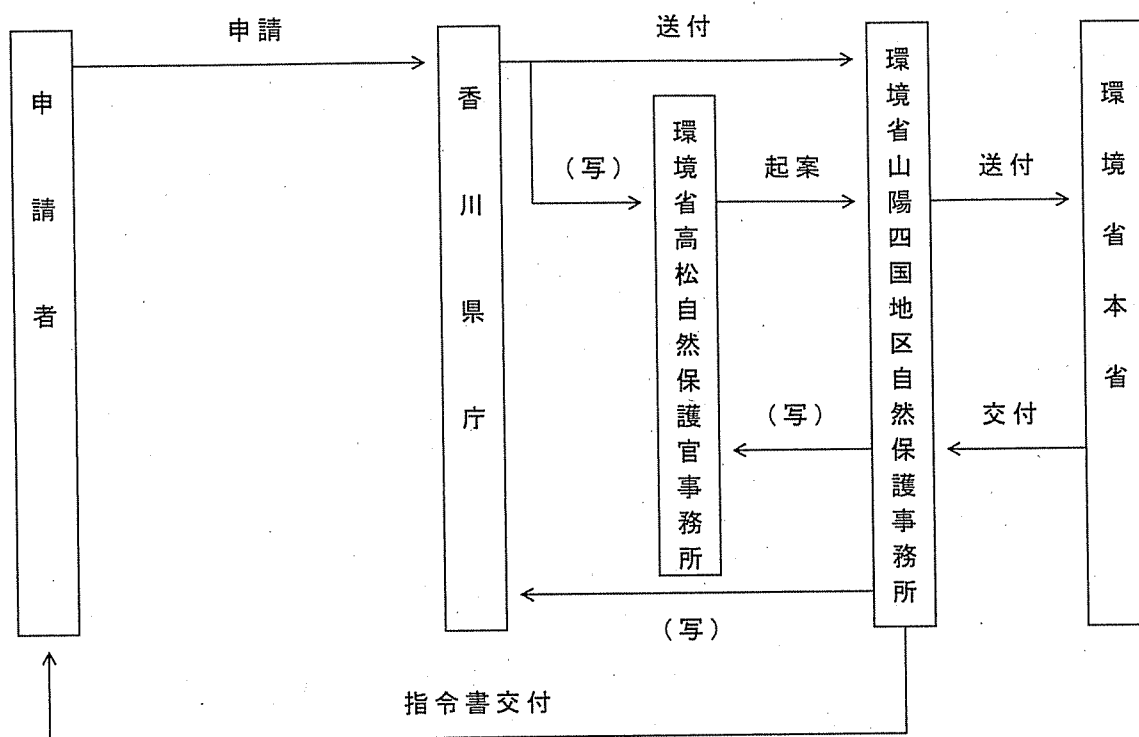
法 令 名	規 制 概 要	県担当課
瀬戸内海環境保全 特別措置法	排水処理施設の設置に関する	環境管理課
〃 (自然海浜保全条例)	自然海浜保全指定地区における行為 に関する	環境・水政策課 自然保護室
公有水面埋立法	公有水面埋立（環境保全への配慮等） に関する	港湾課 水産課 河川課 土木監理課
鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲及び特別保護地区におけ る行為に関する	環境・水政策課 自然保護室
絶滅のおそれのある 野生動植物の種の保 存に関する法律	指定された動植物の捕獲・陳列・譲渡 等に関する	環境・水政策課 自然保護室
文化財保護法	現状変更等に関する	教育委員会 文化行政課
建築基準法	建築物の規模・形態等に関する	建築課
屋外広告物法 (屋外広告物条例)	広告物掲示等に関する	都市計画課
都市計画法	市街化・市街化調整区域における建築 物の設置等に関する	都市計画課
森林法	林地開発、保安林内行為等に関する	みどり保全課 林務課
海岸法	海岸保全区域内の行為等に関する	港湾課 水産課 河川課 土地改良室
港湾法	港湾区域内の行為等に関する	港湾課
漁港法	漁港区域内の行為等に関する	水産課
道路法	道路の占用等に関する	道路保全課

法 令 名	規 制 概 要	県担当課
農地法	農地の用途変更等に関する	農林水産企画課
宅地造成等規制法	宅地造成による土地形質変更等に関する	都市計画課
国土利用計画法	1ha以上の土地の開発行為等に関する	環境・水政策課
採石法	採石業に関する行為に関する	土木監理課
鉱業法	鉱業権設定に関する	商工政策課
温泉法	掘削・動力装置設置に関する	薬務感染症対策課
水道法	自家用水道等（100人以上）の水質・施設基準に関する	環境管理課 環境・水政策課
水質汚濁防止法	排水処理に関する	環境管理課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の処理施設の設置等に関する	廃棄物対策課
旅館業法	宿泊施設の営業等に関する	生活衛生課
消防法	消防設備設置・危険物貯蔵取扱等の設定	危機管理課
食品衛生法	旅館・一般飲食営業等に関する	生活衛生課

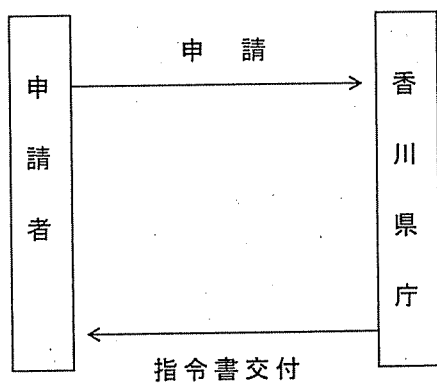
別紙 6 許認可申請書決裁ルート

1. 大臣権限にかかるもの（所長専決にかかるものは環境省山陽四国地区自然保護事務所まで）

本省決裁 4 部・所長専決 3 部提出



2 法定受託事務にかかるもの
1 部提出



管理計画検討会名簿

検 討 員	香川県環境審議会自然環境部会長 吉田 重幸（造園）…座長
	元香川大学農学部 教授 横瀬 廣司（地質）
行政機関	香川県環境部環境・水政策課長
	高松市長
	丸亀市長
	坂出市長
	善通寺市長
	観音寺市長
	さぬき市長
	旧引田町長
	内海町長
	土庄町長
	池田町長
	庵治町長
	直島町長
	国分寺町長
	多度津町長
	詫間町長
事 務 局	環境省 山陽四国地区自然保護事務所
	環境省 高松自然保護官事務所

作成経緯及び検討経緯

年 月 日	内 容
平成14年 1月31日	検討会の設置（管理計画の位置づけ等説明） 検討会（検討員から保全対象の抽出、市町からの意見聴取）
平成14年 3月 7日 ～ 3月 8日	検討会（管理計画素案の説明・討議） 現地調査（検討員、事務局）
平成14年 3月12日	中央連絡会議（管理計画素案の説明）
平成14年11月13日	検討会（管理計画書案の説明・討議）
平成15年 2月12日	管理計画書案の調整会議（管理計画書案の最終調整）
平成15年 2月25日	中央連絡会議（管理計画素案の説明）

「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平15総複、第433号）」